

第12期東京地方労働審議会 第1回家内労働部会
資料目次（その1）

資料1	第12期東京地方労働審議会 家内労働部会委員名簿	1頁
資料2	関係法令等	5頁
	(1) 東京労働局における審議会	
	(2) 家内労働法	
	(3) 家内労働法施行規則	
	(4) 厚生労働省組織令（抄）	
	(5) 地方労働審議会令	
	(6) 東京地方労働審議会運営規程	
	(7) 東京地方労働審議会家内労働部会運営規程	
資料3	東京都革靴製造業最低工賃の改正	37頁
	(1) 「東京都革靴製造業最低工賃が改正になりました」（リーフレット）	
資料4	家内労働の現状	41頁
	(1) 家内労働の現状	
	(2) 東京における家内労働の概況	
資料5	最低工賃新設・改正計画	63頁
	(1) 「第14次最低工賃新設・改正計画の実施について」	
資料6	婦人既製洋服製造業に係る家内労働及び東京都最低賃金	69頁
	(1) 東京都婦人既製洋服製造業最低工賃の推移	
	(2) 東京都最低賃金の推移	
	(3) 婦人既製洋服関係最低工賃の改正状況	
	(4) 東京都婦人既製洋服製造業最低工賃の工程・規格と類似した設定の 他府県最低工賃額との比較	
	(5) 東京都における最低工賃および工程表（抜粋）	
	(6) 繊維工業における委託者数及び家内労働者数等の推移	
資料7	各種統計	87頁
	(1) 「東京の中小企業の現状（製造業編）」の要約	
	(2) 東京都中小企業の景況（業況DI・業況見通しDI）の推移	
	(3) 外衣の生産数量、衣類の輸入額及び輸入量の推移	
	(4) 家計調査－1世帯当たりの婦人用洋服年間支出金額の推移	
	(5) 毎月勤労統計調査結果の推移（製造業）	
	(6) 東京都繊維工業製造業事業所数及び従業者数（従業者4人以上）の推移	
	(7) 東京都繊維工業製造業現金給与総額・原材料使用額等・製品出荷額等・ 付加価値額（従業者4人以上）の推移	

- (8) 東京都の常用労働者の賃金の推移
- (9) 東京都の名目賃金指数及び実質賃金指数の推移 (きまって支給する給与)
- (10) 東京都の工業指数の推移
- (11) 消費者物価指数及び国内企業物価指数の推移

第 12 期東京地方労働審議会
家内労働部会委員名簿

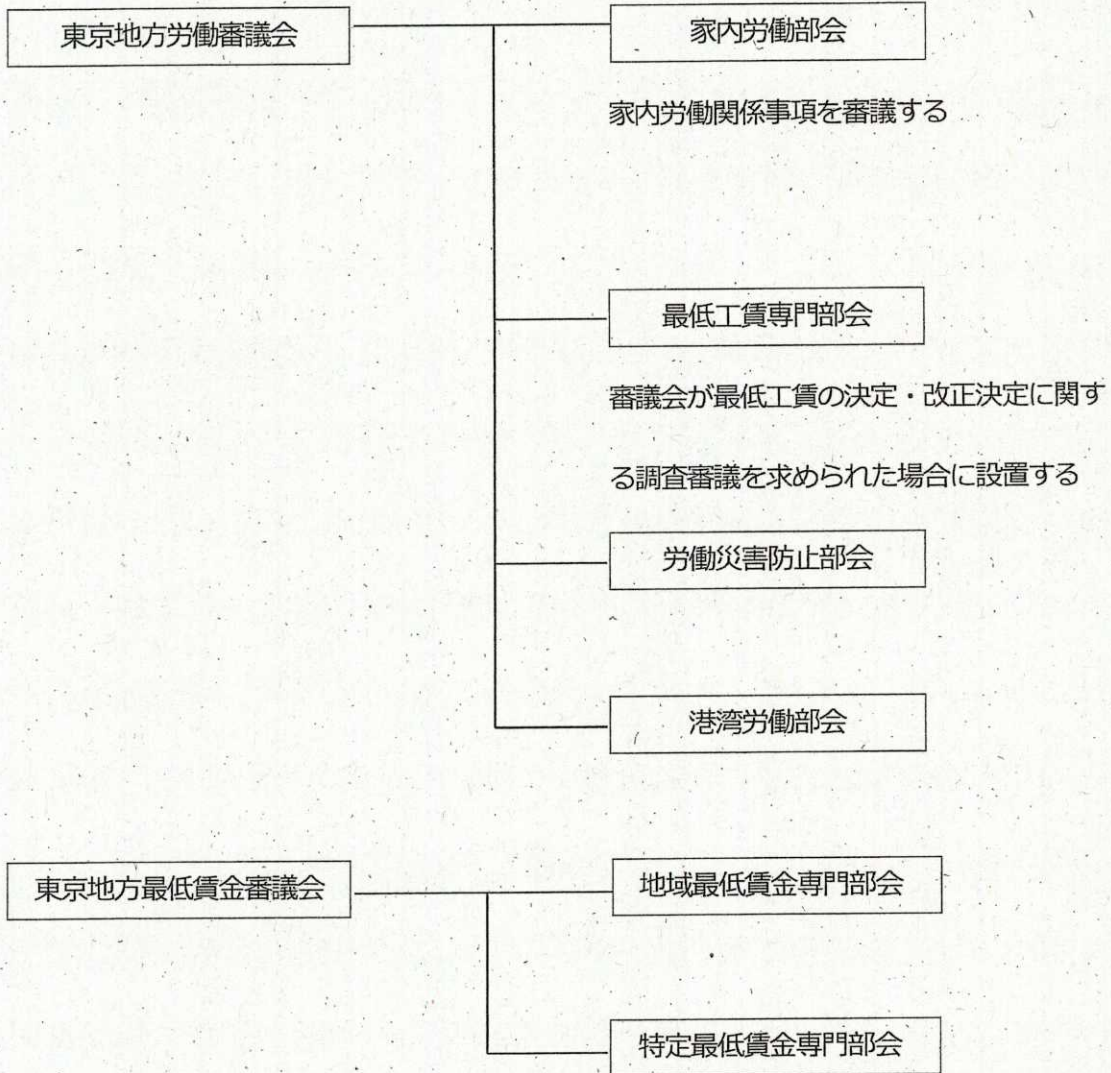
第12期東京地方労働審議会 家内労働部会委員名簿

(令和5年11月1日)

	氏名	現職
公益代表委員	石毛 昭範 <small>いしげ あきのり</small>	拓殖大学商学部 教授
	権丈 英子 <small>けんじょう えいこ</small>	亜細亜大学経済学部長 経済学部教授
	深道 祐子 <small>ふかどう ゆうこ</small>	仁科・深道法律事務所 弁護士
家内労働者代表委員	精松 賢一 <small>あべまつ けんいち</small>	UAゼンセン東京都支部 次長
	金子 富紀 <small>かねこ とみのり</small>	電機連合東京地方協議会 事務局長
	豊田 太一 <small>とよだ たいち</small>	東京靴工組合 書記次長
委託者代表委員	小野塚 一彦 <small>おのづか かずひこ</small>	東京都中小企業団体中央会 事務局次長
	清田 素弘 <small>きよた もとひろ</small>	東京商工会議所 産業政策第二部 労働担当課長
	高橋 八千穂 <small>たかはし やちほ</small>	一般社団法人東京経営者協会 事業部主幹

關係法令等

東京労働局における審議会



家内労働法

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、工賃の最低額、安全及び衛生その他家内労働者に関する必要な事項を定めて、家内労働者の労働条件の向上を図り、もつて家内労働者の生活の安定に資することを目的とする。

2 この法律で定める家内労働者の労働条件の基準は最低のものであるから、委託者及び家内労働者は、この基準を理由として労働条件を低下させてはならないことはもとより、その向上を図るように努めなければならない。

(定義)

第二条 この法律で「委託」とは、次に掲げる行為をいう。

- 一 他人に物品を提供して、その物品を部品、附属品若しくは原材料とする物品の製造又はその物品の加工、改造、修理、浄洗、選別、包装若しくは解体(以下「加工等」という。)を委託すること。
 - 二 他人に物品を売り渡して、その者がその物品を部品、附属品若しくは原材料とする物品を製造した場合又はその物品の加工等をした場合にその製造又は加工等に係る物品を買い受けることを約すること。
- 2 この法律で「家内労働者」とは、物品の製造、加工等若しくは販売又はこれらの請負を業とする者その他これらの行為に類似する行為を業とする者であつて厚生労働省令で定めるものから、主として労働の対償を得るために、その業務の目的物たる物品(物品の半製品、部品、附属品又は原材料を含む。)について委託を受けて、物品の製造又は加工等に従事する者であつて、その業務について同居の親族以外の者を使用しないことを常態とするものをいう。
- 3 この法律で「委託者」とは、物品の製造、加工等若しくは販売又はこれらの請負を業とする者その他前項の厚生労働省令で定める者であつて、その業務の目的物たる物品(物品の半製品、部品、附属品又は原材料を含む。)について家内労働者に委託をするものをいう。
- 4 この法律で「補助者」とは、家内労働者の同居の親族であつて、当該家内労働者の従事する業務を補助する者をいう。
- 5 この法律で「工賃」とは、次に掲げるものをいう。
- 一 第一項第一号に掲げる行為に係る委託をする場合において物品の製造又は加工等の対償として委託者が家内労働者に支払うもの
 - 二 第一項第二号に掲げる行為に係る委託をする場合において同号の物品の買受けについて委託者が家内労働者に支払うものの価額と同号の物品の売渡しについて家内労働者が委託者に支払うものの価額との差額
- 6 この法律で「労働者」とは、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第九条に規定する労働者(同居

の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く。)をいう。

第二章 委託

(家内労働手帳)

第三条 委託者は、委託をするにあつては、家内労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、家内労働手帳を交付しなければならない。

2 委託者は、委託をするつど委託をした業務の内容、工賃の単価、工賃の支払期日その他厚生労働省令で定める事項を、製造又は加工等に係る物品を受領するつど受領した物品の数量その他厚生労働省令で定める事項を、工賃を支払うつど支払った工賃の額その他厚生労働省令で定める事項を、それぞれ家内労働手帳に記入しなければならない。

3 前二項に規定するもののほか、家内労働手帳に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(就業時間)

第四条 委託者又は家内労働者は、当該家内労働者が業務に従事する場所の周辺地域において同一又は類似の業務に従事する労働者の通常労働時間をこえて当該家内労働者及び補助者が業務に従事することとなるような委託をし、又は委託を受けることがないように努めなければならない。

2 都道府県労働局長は、必要があると認めるときは、都道府県労働局に置かれる政令で定める審議会の意見を聴いて、一定の地域内において一定の業務に従事する家内労働者及びこれに委託をする委託者に対して、厚生労働省令で定めるところにより、当該家内労働者及び補助者が業務に従事する時間の適正化を図るために必要な措置をとることを勧告することができる。

(委託の打ち切りの予告)

第五条 六月をこえて継続的に同一の家内労働者に委託をしている委託者は、当該家内労働者に引き続いて継続的に委託をすることを打ち切ろうとするときは、遅滞なく、その旨を当該家内労働者に予告するように努めなければならない。

第三章 工賃及び最低工賃

(工賃の支払)

第六条 工賃は、厚生労働省令で定める場合を除き、家内労働者に、通貨でその全額を支払わなければならない。

2 工賃は、厚生労働省令で定める場合を除き、委託者が家内労働者の製造又は加工等に係る物品についての検査(以下「検査」という。)をするかどうかを問わず、委託者が家内労働者から当該物品を受領した日から起算して一月以内に支払わなければならない。ただし、毎月一定期日を工賃締切日として定める場合は、この限りでない。この場合においては、委託者が検査をするかどうかを問わず、当該工賃締切日までに受領した当該物品に係る工賃を、その日から一月以内に支払わなければならない。

(工賃の支払場所等)

第七条 委託者は、家内労働者から申出のあつた場合その他特別の事情がある場合を除き、工賃の支払及び物品の受渡しを家内労働者が業務に従事する場所において行なうように努めなければならない。

(最低工賃)

第八条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、一定の地域内において一定の業務に従事する工賃の低廉な家内労働者の労働条件の改善を図るため必要があると認めるときは、労働政策審議会又は都道府県労働局に置かれる政令で定める審議会(以下「審議会」と総称する。)の調査審議を求め、その意見を聴いて、当該業務に従事する家内労働者及びこれに委託をする委託者に適用される最低工賃を決定することができる。

2 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前項の審議会の意見の提出があつた場合において、その意見により難いと認めるときは、理由を付して、審議会に再審議を求めなければならない。

(審議会の意見に関する異議の申出)

第九条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前条第一項の審議会の意見の提出があつたときは、厚生労働省令で定めるところにより、その意見の要旨を公示しなければならない。

2 前条第一項の審議会の意見に係る家内労働者又は委託者は、前項の規定による公示の日の翌日から起算して十五日以内に、厚生労働大臣又は都道府県労働局長に、異議を申し出ることができる。

3 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前項の規定による申出があつたときは、その申出について、審議会に意見を求めなければならない。

4 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、第一項の規定による公示の日の翌日から起算して十五日を経過する日までの間は、前条第一項の規定による決定をすることができない。第二項の規定による申出があつた場合において、前項の審議会の意見が提出されるまでの間についても、同様とする。

5 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前条第一項の規定による決定をする場合において、第二項の規定による申出があつたときは、第三項の審議会の意見に基づき、当該最低工賃において、一定の範囲の業務について、その適用を一定の期間を限つて猶予し、又は最低工賃額(最低工賃において定める工賃の額をいう。以下同じ。)について別段の定めをすることができる。

6 前条第二項の規定は、第三項の審議会の意見の提出があつた場合について準用する。

(最低工賃の改正等)

第十条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、最低工賃について必要があると認めるときは、その決定の例により、その改正又は廃止の決定をすることができる。

(最低工賃の決定等に関する関係家内労働者又は関係委託者の意見の聴取等)

第十一条 審議会は、最低工賃の決定又はその改正若しくは廃止の決定について調査審議を行なう場合には、厚生労働省令で定めるところにより、関係家内労働者及び関係委託者の意見をきくものとする。

2 家内労働者又は委託者の全部又は一部を代表する者は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働

働大臣又は都道府県労働局長に対し、当該家内労働者若しくは委託者に適用される最低工賃の決定又は当該家内労働者若しくは委託者に現に適用されている最低工賃の改正若しくは廃止の決定をするよう申し出ることができる。

- 3 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前項の規定による申出があつた場合において必要があると認めるときは、その申出について審議会に意見を求めるものとする。

(公示及び発効)

第十二条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、最低工賃に関する決定をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、決定した事項を公示しなければならない。

- 2 最低工賃の決定及びその改正の決定は、前項の規定による公示の日から起算して三十日を経過した日(公示の日から起算して三十日を経過した日後の日であつて当該決定において別に定める日があるときは、その日)から、最低工賃の廃止の決定は、同項の規定による公示の日(公示の日後の日であつて当該決定において別に定める日があるときは、その日)から、その効力を生ずる。

(最低工賃額等)

第十三条 最低工賃は、当該最低工賃に係る一定の地域と同一の地域内において同一又は類似の業務に従事する労働者に適用される最低賃金(最低賃金法(昭和三十四年法律第百三十七号)の規定による最低賃金をいう。以下同じ。)(当該同一の地域内において同一又は類似の業務に従事する労働者に適用される最低賃金が決定されていない場合には、当該労働者の賃金(労働基準法第十一条に規定する賃金をいう。))との均衡を考慮して定められなければならない。

- 2 最低工賃額は、家内労働者の製造又は加工等に係る物品の一定の単位によつて定めるものとする。

(最低工賃の効力)

第十四条 委託者は、最低工賃の適用を受ける家内労働者に対し、その最低工賃額以上の工賃を支払わなければならない。

(最低工賃に関する職権等)

第十五条 第八条第一項及び第十条に規定する厚生労働大臣又は都道府県労働局長の職権は、二以上の都道府県労働局の管轄区域にわたる事案及び一の都道府県労働局の管轄区域内のみに係る事案であつて厚生労働大臣が全国的に関連があると認めて指定するものについては、厚生労働大臣が行い、一の都道府県労働局の管轄区域内のみに係る事案(厚生労働大臣の職権に属する事案を除く。)については、当該都道府県労働局長が行う。

- 2 厚生労働大臣は、都道府県労働局長が決定した最低工賃が著しく不相当となつたと認めるときは、労働政策審議会の調査審議を求め、その意見を聴いて、当該最低工賃の改正又は廃止の決定をすべきことを都道府県労働局長に命ずることができる。

- 3 第八条第二項の規定は、前項の労働政策審議会の意見の提出があつた場合について準用する。

(工賃及び最低工賃に関する規定の効力)

第十六条 第六条又は第十四条の規定に違反する工賃の支払を定める委託に関する契約は、その部分については無効とする。この場合において、無効となつた部分は、これらの規定に定める基準による。

第四章 安全及び衛生

(安全及び衛生に関する措置)

第十七条 委託者は、委託に係る業務に関し、機械、器具その他の設備又は原材料その他の物品を家内労働者に譲渡し、貸与し、又は提供するときは、これらによる危害を防止するため、厚生労働省令で定めるところにより、必要な措置を講じなければならない。

- 2 家内労働者は、機械、器具その他の設備若しくは原材料その他の物品又はガス、蒸気、粉じん等による危害を防止するため、厚生労働省令で定めるところにより、必要な措置を講じなければならない。
- 3 補助者は、前項に規定する危害を防止するため、厚生労働省令で定める事項を守らなければならない。

(安全及び衛生に関する行政措置)

第十八条 都道府県労働局長又は労働基準監督署長は、委託者又は家内労働者が前条第一項又は第二項の措置を講じない場合には、委託者又は家内労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、委託をし、若しくは委託を受けることを禁止し、又は機械、器具その他の設備若しくは原材料その他の物品の全部若しくは一部の使用の停止その他必要な措置を執ることを命ずることができる。

第五章 家内労働に関する審議機関

第十九条及び第二十条 削除

(専門部会等)

第二十一条 審議会は、最低工賃の決定又はその改正の決定について調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならない。

- 2 前項の専門部会は、政令で定めるところにより、関係家内労働者を代表する委員、関係委託者を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもつて組織する。

第二十二条 削除

(関係家内労働者及び関係委託者等の意見聴取)

第二十三条 審議会は、この法律に別段の定めがある場合のほか、審議に際し必要と認める場合には、関係家内労働者、関係委託者その他の関係者の意見を聴くものとする。

(政令への委任)

第二十四条 この法律に規定するもののほか、審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

第六章 雑則

(援助)

第二十五条 国又は地方公共団体は、家内労働者及び委託者に対し、資料の提供、技術の指導、施設に関する便宜の供与その他この法律の目的を達成するために必要な援助を行なうように努めなければならない。

(届出)

第二十六条 委託者は、厚生労働省令で定めるところにより、委託に係る家内労働者の数及び業務の内容その他必要な事項を都道府県労働局長に届け出なければならない。

(帳簿の備付け)

第二十七条 委託者は、厚生労働省令で定めるところにより、委託に係る家内労働者の氏名、当該家内労働者に支払う工賃の額その他の事項を記入した帳簿をその営業所に備え付けて置かなければならない。

(報告等)

第二十八条 厚生労働大臣、都道府県労働局長、労働基準監督署長又は労働基準監督官は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、委託者又は家内労働者に対し、工賃に関する事項その他必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずることができる。

(労働基準監督署長及び労働基準監督官)

第二十九条 労働基準監督署長及び労働基準監督官は、厚生労働省令で定めるところにより、この法律の施行に関する事務をつかさどる。

(労働基準監督官の権限)

第三十条 労働基準監督官は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、委託者の営業所又は家内労働者が業務に従事する場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問し、又は試験のため必要な最少限度の分量に限り、家内労働者及び補助者に危害を与える物若しくはその疑いのある物であつて厚生労働省令で定めるものを収去することができる。

2 前項の規定による立入検査等をする労働基準監督官は、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第三十一条 労働基準監督官は、この法律の規定に違反する罪について、刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号)の規定による司法警察員の職務を行なう。

(申告)

第三十二条 委託者に、この法律又はこの法律に基づく命令に違反する事実がある場合には、家内労働者又は補助者は、その事実を都道府県労働局長、労働基準監督署長又は労働基準監督官に申告することができる。

2 委託者は、前項の規定による申告をしたことを理由として、家内労働者に対して工賃の引下げその他不利益な取扱いをしてはならない。

- 3 委託者が家内労働者に対して前項の規定に違反する取扱いをした場合には、都道府県労働局長、労働基準監督署長又は労働基準監督官は、厚生労働省令で定めるところにより、当該委託者に対し、その取扱いの是正を命ずることができる。

第七章 罰則

第三十三条 第十八条の規定による委託をすることを禁止する命令に違反した者は、六月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

第三十四条 第十四条の規定に違反した者は、一万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号の一に該当する者は、五千円以下の罰金に処する。

- 一 第三条第一項、第六条又は第十七条の規定に違反した者
- 二 第三条第二項の規定による記入をせず、又は虚偽の記入をした者
- 三 第十八条の規定による命令(委託をすることを禁止する命令を除く。)又は第三十二条第三項の規定による命令に違反した者
- 四 第二十六条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 五 第二十七条の規定による帳簿の備付けをせず、又は同条の帳簿に虚偽の記入をした者
- 六 第二十八条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は出頭しなかつた者
- 七 第三十条第一項の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

(両罰規定)

第三十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

<附則省略>

家内労働法施行規則

第一章 委託

(家内労働手帳)

第一条 委託者は、委託をするにあつては、家内労働者に対し、委託に係る物品を提供するときまでに家内労働手帳を交付しなければならない。

- 2 家内労働法(以下「法」という。)第三条第二項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。
 - 一 委託をするつど、その年月日、納入させる物品の数量及び納品の時期
 - 二 製造又は加工等に係る物品を受領するつどその年月日
 - 三 工賃を支払うつどその年月日
- 3 委託者は、委託をするにあつては、家内労働手帳に次の事項を記入しなければならない。
 - 一 家内労働者の氏名、性別及び生年月日並びに当該家内労働者に補助者がある場合にはその氏名、性別及び生年月日
 - 二 委託者の氏名、営業所の名称及び所在地並びに委託者が当該家内労働者に係る委託について代理人を置く場合にはその氏名及び住所
 - 三 工賃の支払場所、毎月一定期日を工賃締切日として定める場合にはその定め及び通貨以外のもので工賃を支払う場合にはその方法
 - 四 物品の受渡し場所
 - 五 不良品の取扱いに関する定めをする場合にはその定め
- 4 委託者は、前項各号の事項に変更があつた場合には、そのつど、変更があつた事項を家内労働手帳に記入しなければならない。
- 5 委託者は、委託に関し、家内労働者に機械、器具その他の設備又は原材料その他の物品を自己から購入させようとする場合には、そのつど、その品名、数量及び引渡しの期日並びにその代金の額並びに決済の期日及び方法に関する事項を家内労働手帳に記入しなければならない。
- 6 家内労働者は、委託者が家内労働手帳に記入した事項を確認しなければならない。
- 7 家内労働者は、委託者が家内労働手帳に最後の記入をした日から二年間当該家内労働手帳を保存しなければならない。
- 8 家内労働手帳は、様式第一号による。
(就業時間の適正化に関する勧告)

第二条 法第四条第二項の規定による勧告は、都道府県労働局長が当該都道府県労働局の掲示場に掲示することにより行うものとする。

第二章 工賃及び最低工賃

(工賃の支払)

第三条 工賃の支払は、委託者が家内労働者の同意を得た場合には、次の方法によることができる。

- 一 郵政民営化法(平成十七年法律第九十七号)第九十四条に規定する郵便貯金銀行がその行う為替取引に関し負担する債務に係る権利を表章する証書の交付
- 二 銀行その他の金融機関に対する預金又は貯金への振込み

(審議会の意見の要旨の公示)

第四条 法第九条第一項の規定による公示は、厚生労働大臣の職権に係る事案については厚生労働大臣が官報に掲載することにより、都道府県労働局長の職権に係る事案については当該都道府県労働局長が当該都道府県労働局の掲示場に掲示することにより行うものとする。

(審議会の意見に関する異議の申出)

第五条 法第九条第二項の異議の申出は、異議の内容及び理由を記載した異議申出書を提出することによつて行なわなければならない。

2 厚生労働大臣に対する異議の申出は、関係都道府県労働局長を経由してすることができる。

(関係家内労働者及び関係委託者の意見の聴取)

第六条 労働政策審議会又は地方労働審議会(以下「審議会」と総称する。)は、法第十一条第一項の規定により関係家内労働者及び関係委託者の意見を聴こうとするときは、当該事案の要旨並びに意見を述べようとする関係家内労働者及び関係委託者は一定の期日までに審議会に意見書を提出すべき旨を公示しなければならない。

2 審議会は、前項の意見書によるほか、関係家内労働者及び関係委託者のうち適当と認める者から意見をきくものとする。

3 第一項の規定による公示は、労働政策審議会にあつては官報に掲載することにより、地方労働審議会にあつては都道府県労働局の掲示場に掲示することにより行うものとする。

(関係家内労働者又は関係委託者の申出)

第七条 法第十一条第二項の規定による申出は、次の事項を記載した申出書を提出することによつて行なわなければならない。

- 一 申出をする者が代表する家内労働者又は委託者の範囲
- 二 申出の内容
- 三 申出の理由

2 前項の申出書には、申出をする者が同項第一号の範囲の家内労働者又は委託者を代表する者であることを明らかにすることができる書類を添えなければならない。

3 第一項の申出書は、当該事案が二以上の都道府県労働局の管轄区域にわたるものである場合には厚生労働大臣に、当該事案が一の都道府県労働局の管轄区域内のみに係るものである場合には当該都道府県労働局長に提出しなければならない。この場合において、厚生労働大臣に提出する申出書は、関係

都道府県労働局長を経由して提出することができる。

(最低工賃に関する決定の公示)

第八条 法第十二条第一項の規定による公示は、官報に掲載することによつて行なうものとする。

(最低工賃に関する職権)

第九条 都道府県労働局長は、当該都道府県労働局の管轄区域内のみに係る事案について、法第八条第一項又は法第十条の規定により地方労働審議会の調査審議を求めようとする場合において、当該事案が全国的に関連があると認めるとき、又は全国的に関連があるかどうか判断し難いときは、遅滞なく、意見を付してその旨を厚生労働大臣に報告しなければならない。

2 厚生労働大臣は、法第十五条第一項の規定による指定をしたときは、遅滞なく、その旨を関係都道府県労働局長に通知しなければならない。前項の報告があつた事案について法第十五条第一項の規定による指定をしないことを決定したときも、同様とする。

3 都道府県労働局長は、第一項の報告をした事案については、前項後段の通知があるまでは、法第八条第一項又は法第十条の規定による調査審議を求めてはならない。

4 都道府県労働局長は、第二項前段の通知を受けたときは、遅滞なく、申出書その他の関係書類を厚生労働大臣に送付しなければならない。

第三章 安全及び衛生

(安全装置の取付け)

第十条 委託者は、委託に係る業務に関し、次の表の上欄に掲げる機械を家内労働者に譲渡し、貸与し、又は提供する場合には、それぞれ同表の下欄に掲げる安全装置を取り付けなければならない。

機械		安全装置
木材加工用丸のこ盤	反ばつにより作業者が危害をうけるおそれのあるもの	割刃その他の反ばつ予防装置
	接触により作業者が危害をうけるおそれのあるもの	歯の接触予防装置
手押しかな盤		刃の接触予防装置
プレス機械及びシヤー		安全装置(その性能について労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)第四十四条第一項の規定に基づく検定を受けた安全装置に限る。)

(規格具備等の確認)

第十一条 委託者は、委託に係る業務に関し、次の安全装置、機械又は器具を家内労働者に譲渡し、貸与し、又は提供する場合には、当該安全装置、機械又は器具が労働安全衛生法第四十二条の厚生労働

大臣が定める規格を具備していることを確認しなければならない。

- 一 木材加工用丸のこ盤の反ばつ予防装置又は歯の接触予防装置
- 二 手押しかな盤の刃の接触予防装置
- 三 研削盤、研削といし又は研削といしの覆い
- 四 動力により駆動されるプレス機械

第十二条 委託者は、委託に係る業務に関し、手押しかな盤を家内労働者に譲渡し、貸与し、又は提供する場合には、刃物取付け部が丸胴であることを確認しなければならない。

(防護措置)

第十三条 委託者は、委託に係る業務に関し、次の表の上欄に掲げる機械又は器具を家内労働者に譲渡し、貸与し、又は提供する場合には、それぞれ同表の下欄に掲げる措置を講じなければならない。

機械又は器具	措置
原動機又は回転軸、歯車、プーリ若しくはベルトのある機械	作業者が危害をうけるおそれのある部分に覆い、囲い又はスリーブを取り付けること。
回転軸、歯車、プーリ又はフライホイールに附属する止め具のある機械(埋頭型の止め具を使用している機械を除く。)	止め具に覆いを取り付けること。
バフ盤(布バフ、コルクバフ等を使用するバフ盤を除く。)	バフの研まに必要な部分以外の部分に覆いを取り付けること。
面取り盤	刃の接触予防装置を取り付けること。ただし、作業の性質上接触予防装置を取り付けることが困難な場合には、工具を譲渡し、貸与し、又は提供すること。
紙、布、金属箔等を通すロール機(送給が自動的に行なわれる構造のロール機を除く。)	囲い又はガイドロールを取り付けること。
電気機械器具	充電部分のうち作業者が作業中又は通行の際に、接触し、又は接近することにより感電の危害を生ずるおそれのある部分に囲い又は絶縁覆いを取り付けること。ただし、電熱器の発熱体の部分、抵抗溶接機の電極の部分等電気機械器具の使用の目的により露出することがやむを得ない充電部分については、この限りでない。

(危害防止のための書面の交付等)

第十四条 委託者は、委託に係る業務に関し、別表第一の上欄に掲げる機械、器具又は原材料その他の物品を家内労働者に譲渡し、貸与し、又は提供する場合には、それぞれ同表の下欄に掲げる事項を書

面に記載し、家内労働者に交付しなければならない。

- 2 家内労働者は、前項の書面を作業場の見やすい箇所に掲示しておかなければならない。
- 3 家内労働者又補助者は、第一項の書面に記載された注意事項を守るように努めなければならない。
(有害物についての容器の使用等)

第十五条 委託者は、委託に係る業務に関し、次の物品を家内労働者に譲渡し、又は提供する場合には、当該物品が漏れ、又は発散するおそれのない容器を使用し、かつ、当該容器の見やすい箇所に当該物品の名称及び取扱い上の注意事項を表示しなければならない。

一 有機溶剤(労働安全衛生法施行令(昭和四十七年政令第三百十八号)別表第三第二号3の3、11の2、18の2から18の4まで、19の2、19の3、22の2から22の5まで及び33の2に掲げる物、同令別表第六の二に掲げる有機溶剤並びにこれらの物のみから成る混合物をいう。以下同じ。)

二 有機溶剤を含有する塗料、絵具又は接着剤

三 鉛化合物(労働安全衛生法施行令別表第四第六号の鉛化合物をいう。以下同じ。)を含有する絵具又は糊薬

2 前項の規定は、家内労働者が同項各号の物品であつて委託者からの譲渡又は提供に係るもの以外のものを使用する場合について準用する。

(女性及び年少者の就業制限)

第十六条 委託者は、満十八才に満たない家内労働者又は補助者が、次の業務に従事することとなる委託をしないように努めなければならない。

一 丸のこの直径が二十五センチメートル以上の木材加工用丸のこ盤(横切用丸のこ盤、自動送り装置を有する丸のこ盤その他反ばつにより作業者が危害をうけるおそれのないものを除く。)に木材を送給する業務

二 動力により駆動されるプレス機械の金型又はシャーの刃部の調整又はそうじの業務

三 手押しかんな盤又は単軸面取り盤の取扱いの業務

四 火工品を製造し、又は取り扱う業務であつて取り扱う物品が爆発するおそれのあるもの

五 別表第二に掲げる発火性の物品、酸化性の物品、引火性の物品又は可燃性のガス(以下「危険物」という。)を取り扱う業務であつて取り扱う物品が爆発し、発火し、又は引火するおそれのあるもの

六 鉛等(鉛中毒予防規則(昭和四十七年労働省令第三十七号)第一条第一号の鉛等をいう。以下同じ。)の蒸気又は粉じんを発散する場所における業務

七 土石、岩石、鉱物、金属又は炭素の粉じんを著しく発散する場所における業務

2 委託者は、満十八才以上の女性である家内労働者又は補助者が、前項第一号、第三号及び第六号の業務に従事することとなる委託をしないように努めなければならない。

3 満十八才に満たない家内労働者又は補助者は、第一項各号の業務に従事しないように努めなければならない。

4 満十八才以上の女性である家内労働者又は補助者は、第一項第一号、第三号及び第六号の業務に従事しないように努めなければならない。

(家内労働者の危害防止措置)

第十七条 家内労働者は、委託者からの譲渡、貸与又は提供に係る機械又は器具以外の機械又は器具を使用する場合には、第十条から第十三条までに規定する措置に準ずる措置を講ずるように努めなければならない。

(設備等の設置)

第十八条 家内労働者は、屋内作業場において次の表の上欄に掲げる業務に従事する場合には、それぞれ同表の下欄に掲げる設備又は装置を設けるように努めなければならない。

業務	設備又は装置
有機溶剤等(有機溶剤中毒予防規則(昭和四十七年労働省令第三十六号)第一条第一項第二号の有機溶剤等及び特定化学物質障害予防規則(昭和四十七年労働省令第三十九号)第二条第一項第三号の三の特別有機溶剤等をいう。以下同じ。)を取り扱う業務(吹付けの業務を除く。)	蒸気の発散源を密閉する設備、局所排気装置、全体換気装置又は排気筒
有機溶剤等を吹き付ける業務	局所排気装置
鉛等を取り扱う業務	局所排気装置、全体換気装置又は排気筒
研ま材を用いて動力により、岩石、鉱物若しくは金属を研まし、若しくはばり取りし、又は金属を裁断する場所における業務	局所排気装置又は粉じんの発生源を湿潤な状態に保つための設備

(保護具等の使用)

第十九条 家内労働者又は補助者は、次の表の上欄に掲げる業務に従事する場合には、それぞれ同表の下欄に掲げる保護具等を使用しなければならない。

業務	保護具等
運転中の機械の刃部における切粉払い又は切削剤を使用する業務	ブラシ
運転中の機械に頭髮又は被服が巻き込まれるおそれのある業務	適当な帽子又は作業服
ガス、蒸気又は粉じんを発散する場所における業務(局所排気装置、全体換気装置又は粉じんの発生源を湿潤な状態に保つための設備が設置されている場所における業務を除く。)	ガス又は蒸気にあつては防毒マスク、粉じんにあつては防じんマスク
皮膚に障害を与える物品又は皮膚から吸収されて中毒を起こすおそれのある物品を取り扱う業務	塗布剤、不浸透性の作業衣又は手袋

(危険物の取扱い)

第二十条 家内労働者又は補助者は、次の表の上欄に掲げる物品を取り扱う場合には、それぞれ同表の下欄に掲げる事項を守らなければならない。

物品	事項
別表第二に掲げる発火性の物品	みだりに、火気その他点火源となるおそれのあるものに接近させ、酸化をうながす物若しくは水に接触させ、加熱し、又は衝撃を与えないこと。
別表第二に掲げる酸化性の物品	みだりに、分解がうながされるおそれのあるものに接触させ、加熱し、摩擦し、又は衝撃を与えないこと。
別表第二に掲げる引火性の物品	みだりに、火気その他点火源となるおそれのあるものに接近させ、若しくは注ぎ、蒸発させ、又は加熱しないこと。
別表第二に掲げる可燃性のガス	みだりに発散させないこと。

(援助)

第二十一条 委託者は、家内労働者又は補助者が危害防止のためにする安全装置、局所排気装置その他の設備の設置及び健康診断の受診について必要な援助を行なうように努めなければならない。

(安全及び衛生に関する命令)

第二十二条 法第十八条の規定による命令は、次の事項を記載した命令書を交付することによつて行なう。

- 一 違反の事実
- 二 命令の内容

第四章 雑則

(届出)

第二十三条 委託者は、法第二条第三項の規定に該当するに至つた場合には、遅滞なく、委託状況届(様式第二号)を当該委託者の営業所の所在地を管轄する労働基準監督署の長(以下「所轄労働基準監督署長」という。)を経由して当該営業所の所在地を管轄する都道府県労働局長(以下「所轄都道府県労働局長」という。)に提出しなければならない。

2 委託者は、毎年、四月一日現在における状況について、委託状況届(様式第二号)を同月三十日までに、所轄労働基準監督署長を経由して所轄都道府県労働局長に提出しなければならない。

3 委託者は、家内労働者又は補助者が、委託に係る業務に関し負傷し、又は疾病にかかり四日以上休業し、又は死亡した場合には、遅滞なく、家内労働死傷病届(様式第三号)を所轄労働基準監督署長を経由

して所轄都道府県労働局長に提出しなければならない。

(帳簿)

第二十四条 法第二十七条の帳簿には、委託に係る家内労働者各人別に、次の事項を記入しなければならない。

- 一 家内労働者の氏名、性別、生年月日、住所及び家内労働者の作業場の所在地が住所と異なる場合にはその所在地
 - 二 委託に係る家内労働者に補助者がある場合には、その氏名、性別及び生年月日
 - 三 委託に係る業務に関し、代理人を置く場合には、当該代理人の氏名、住所及び代理業務の範囲
 - 四 委託をするつど、その年月日、委託をした業務の内容、納入させる物品の数量、工賃の単価、納品の時期及び工賃の支払期日
 - 五 製造又は加工等に係る物品を受領するつど、その年月日及び受領した物品の数量
 - 六 工賃を支払うつど、その年月日、支払った工賃の額並びに通貨以外のもので工賃を支払った場合にはその方法及び額
- 2 委託者は、前項の帳簿に最後の記入をした日から五年間当該帳簿を保存しなければならない。
- 3 第一項の帳簿は、様式第四号による。

(報告等)

第二十五条 厚生労働大臣、都道府県労働局長、労働基準監督署長又は労働基準監督官は、法第二十八条の規定により委託者又は家内労働者に対し、必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずる場合には、次の事項を通知しなければならない。

- 一 報告をさせ、又は出頭を命ずる理由
- 二 出頭を命ずる場合には聴取しようとする事項

(労働基準監督署長及び労働基準監督官)

第二十六条 労働基準監督署長は、都道府県労働局長の指揮監督を受けて、この省令に規定するもののほか、法の施行に関する事務をつかさどる。

- 2 労働基準監督官は、上司の命を受けて、法に基づく立入検査、司法警察員の職務その他の法の施行に関する事務をつかさどる。

(労働基準監督官の権限)

第二十七条 労働基準監督官が、法第三十条第一項の規定に基づき収去することができる物は、次の物又はその疑いのある物とする。

- 一 労働安全衛生法施行令第十六条第一項各号に掲げる物
 - 二 有機溶剤等、鉛等及び厚生労働大臣が危害を与えるものとして指定する物
- 2 法第三十条第二項の証票は、労働基準法施行規則(昭和二十二年厚生省令第三十三号)様式第十八号による。

(申告に基づく不利益な取扱いの是正命令)

第二十八条 法第三十二条第三項の規定による命令は、次の事項を記載した是正命令書を交付することによつて行なう。

- 一 不利益な取扱いの事実
- 二 是正すべき事項
- 三 是正期限

(公示事項の周知)

第二十九条 厚生労働大臣、都道府県労働局長又は審議会は、法又はこの省令の規定により公示した事項について、適当な方法により関係者に知らせるように努めなければならない。

(様式の任意性)

第三十条 委託者は、第一条の家内労働手帳及び第二十四条の帳簿を、様式第一号及び様式第四号と異なる様式を用いて作成することができる。

<附則省略>

別表第一

機械、器具又は原材料その他 の物品	事項
機械	<ol style="list-style-type: none">一 刃部を除く機械の掃除、給油、検査、修理又は調整の作業を行う場合であつて、作業者が危害を受けるおそれのあるときは、機械の運転を停止すること。ただし、機械の運転中に作業を行わなければならない場合であつて危険な箇所に覆いを設ける等の措置を講じたときは、この限りでないこと。二 機械の刃部の掃除、検査、修理、取替え又は調整の作業を行う場合には、機械の運転を停止すること。ただし、機械の構造上作業者が危害を受けるおそれのない場合は、この限りでないこと。三 機械の運転を停止した場合には、他人が当該機械を運転することを防止するため、当該機械の起動装置に錠を掛けること。
研削と石	<ol style="list-style-type: none">一 その日の作業を開始する前には一分間以上、研削と石を取り替えた場合には三分間以上試運転をすること。二 最高使用周速度を超えて使用しないこと。三 側面を使用することを目的とする研削と石以外の研削と石の側面を使用しないこと。

<p>プレス機械又はシャー</p>	<ul style="list-style-type: none"> 一 安全装置を常に有効な状態に保持すること。 二 クラッチ、ブレーキその他制御のために必要な部分の機能を常に有効な状態に保持すること。 三 一年を超えない一定の期間ごとに、次の事項について点検を行うこと。 <ul style="list-style-type: none"> イ クラッチ及びブレーキの異常の有無 ロ クランクシャフト、フライホイール、スライド、コネクティングロッド及びコネクティングスクリューの異常の有無 ハ ノンリピート装置及び急停止装置の異常の有無 ニ 電磁弁、減圧弁及び圧力計の異常の有無 ホ 配線及び開閉器の異常の有無 四 その日の作業を開始する前に次の事項について点検を行うこと。 <ul style="list-style-type: none"> イ クラッチ及びブレーキの機能 ロ クランクシャフト、フライホイール、スライド、コネクティングロッド及びコネクティングスクリューのボルトの緩みの有無 ハ ノンリピート装置及び急停止装置の機能 五 プレス機械を用いて作業を行う場合には、作業点の照度を百ルクス以上に保持すること。
<p>ボール盤、フライス盤等手袋を巻き込むことにより作業者に危害を与えるおそれのある機械</p>	<p>手袋をしないこと。</p>
<p>危険物</p>	<ul style="list-style-type: none"> 一 危険物を取り扱う設備の蓋板、フランジ、バルブ、コック等の接合部における危険物の漏えいの有無を点検し、及び異常を認めた場合には、補修すること。 二 危険物のある場所を整理し、及び当該場所にみだりに可燃性の物品を置かないこと。 三 危険物のある場所に消火設備を置くこと。 四 危険物が爆発し、又は危険物によつて火災が生ずるおそれのある場所において、火気又は点火源となるおそれのある設備を使用しないこと。
<p>有機溶剤等</p>	<ul style="list-style-type: none"> 一 有機溶剤の人体に及ぼす作用 二 使用していない有機溶剤等を入れた容器には、蓋をすること。 三 風上で作業を行うこと。 四 有機溶剤等が皮膚に触れないようにすること。

	<p>五 有機溶剤による中毒が発生した場合の応急処置については、次に定めるところによること。</p> <p>イ 中毒にかかった者を直ちに通風の良い場所に移し、速やかに医師に連絡すること。</p> <p>ロ 中毒にかかった者を横向きに寝かせ、できるだけ気道を確保した状態で身体の保温を図ること。</p> <p>ハ 中毒にかかった者が意識を失っている場合には、消防機関への通報を行うこと。</p> <p>ニ 中毒にかかった者の呼吸が止まった場合や正常でない場合には、速やかに仰向きにして心肺蘇生を行うこと。</p> <p>六 必要な健康診断を受けること。</p>
<p>土石、岩石、鉱物、金属又は炭素の粉じんを発生する原因となる物品</p>	<p>一 土石、岩石、鉱物、金属又は炭素の粉じんの人体に及ぼす作用</p> <p>二 風上で作業を行うこと。</p> <p>三 注水により作業の湿式化ができる場合には、湿式化を行うこと。</p> <p>四 定期的に作業場を掃除すること。</p> <p>五 粉じんが飛散する場合には、ビニールカーテン等適当な間仕切りをすること。</p> <p>六 必要な健康診断を受けること。</p>
<p>鉛等</p>	<p>一 鉛等の人体に及ぼす作用</p> <p>二 屋内作業場で喫煙し、又は飲食しないこと。</p> <p>三 毎日一回以上、屋内作業場を真空掃除機を用いて、又は水洗によつて掃除すること。</p> <p>四 作業終了後硝酸水溶液その他の手洗い用溶液及び爪ブラシを用いて手を洗い、並びにうがいをすること。</p> <p>五 粉状の鉛等がこぼれた場合には、速やかに、真空掃除機を用いて、又は水洗によつて掃除すること。</p> <p>六 必要な健康診断を受けること。</p>

別表第二

種別	名称
発火性の物品	赤りん、セルロイド類、炭化カルシウム(カーバイド)、りん化石灰、マグネシウム粉、アルミニウム粉

酸化性の物品	塩素酸カリウム、塩素酸ナトリウム、塩素酸アンモニウムその他の塩素酸塩類、過塩素酸カリウム、過塩素酸ナトリウム、過塩素酸アンモニウムその他の過塩素酸塩類、過酸化カリウム、過酸化ナトリウム、過酸化バリウムその他の無機過酸化物、硝酸カリウム、硝酸ナトリウム、硝酸アンモニウムその他の硝酸塩類
引火性の物品	エーテル、ガソリン、アセトアルデヒド、酸化プロピレン、二硫化炭素、ノルマルヘキサン、酸化エチレン、アセトン、ベンゼン、メチルエチルケトン、メチルアルコール、エチルアルコール、キシレン、酢酸アミル、灯油、軽油、テレピン油、イソアミルアルコール、酢酸その他の引火点が摂氏六十五度未満の物品
可燃性のガス	水素、アセチレン、エチレン、メタン、エタン、プロパン、ブタンその他の摂氏一五度、一気圧において気体である可燃性の物品
備考	引火点の数値は、「タグ密閉式」、「ペンスキーマルテンス式」又は「クリーブランド開放式」の引火点測定器により、一気圧のもとで測定した値とする。

<様式省略>

厚生労働省組織令（抄）

（地方労働審議会）

第156条の2 都道府県労働局に、地方労働審議会を置く。

2 地方労働審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 都道府県労働局長の諮問に応じて労働基準法、労働時間等の設定の改善に関する特別措置法、労働安全衛生法、作業環境測定法（昭和50年法律第28号）、賃金の支払の確保等に関する法律（昭和51年法律第34号）、職業安定法、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。第44条、第45条及び第47条の規定に限る。）、港湾労働法（昭和63年法律第40号）及び家内労働法の施行並びに公共職業安定所の業務に関する重要事項を調査審議すること。

二 前号に規定する重要事項に関し、都道府県労働局長又は関係行政機関（家内労働法の施行に関する重要事項にあつては、都道府県労働局長）に意見を述べること。

三 労働時間等の設定の改善に関する特別措置法、地域雇用開発促進法及び家内労働法の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

3 厚生労働大臣が指定する都道府県労働局に置かれる地方労働審議会は、前項に定めるもののほか、関係都道府県労働局長の諮問に応じて同項第1号に掲げる重要事項のうち港湾労働法の施行に関するものであつて2以上の都道府県の区域の一部をその区域とする港湾に係るものについて調査審議し、かつ、関係都道府県労働局長又は関係行政機関に意見を述べることができる。

4 前2項に定めるもののほか、地方労働審議会に関し必要な事項については、地方労働審議会令（平成13年政令第320号）の定めるところによる。

地方労働審議会令

(名称)

第1条 地方労働審議会(以下「審議会」という。)には、当該都道府県労働局の名を冠する。

(組織)

第2条 審議会は、委員18人で組織する。

2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

3 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

(委員等の任命)

第3条 委員は、労働者(家内労働法(昭和45年法律第60号)第2条第2項に規定する家内労働者を含む。以下同じ。)を代表する者、使用者(同条第3項に規定する委託者を含む。以下同じ。)を代表する者及び公益を代表する者のうちから、都道府県労働局長が各同数を任命する。

2 臨時委員は、関係労働者を代表する者、関係使用者を代表する者及び公益を代表する者のうちから、都道府県労働局長が任命する。

3 専門委員は、審議会の同意を得て、都道府県労働局長が任命する。

(委員の任期等)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで、その職務を行うものとする。

4 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

5 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

6 委員、臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、公益を代表する委員のうちから、委員が選挙する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、公益を代表する委員のうちから会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(部会)

第6条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 前項の委員及び臨時委員については、労働者を代表する委員の数と関係労働者を代表する臨時委員の数の合計数及び使用者を代表する委員の数と関係使用者を代表する臨時委員の数の合計数は、同数とする。

4 部会に部会長を置き、当該部会に属する公益を代表する委員及び臨時委員のうちから、当該部会に属する委員及び臨時委員が選挙する。

- 5 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 6 部会長に事故があるときは、当該部会に属する公益を代表する委員又は臨時委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 7 審議会は、その定めるところにより、部会（その部会長が委員であるものに限る。）の議決をもって審議会の議決とすることができる。

（最低工賃専門部会）

- 第7条 家内労働法第21条第1項の規定により審議会に置かれる専門部会（以下「最低工賃専門部会」という。）に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。
- 2 前項の臨時委員のうち、関係労働者を代表するもの及び関係使用者を代表するものは、各同数とする。
 - 3 最低工賃専門部会は、その任務を終了したときは、審議会の議決により、廃止するものとする。
 - 4 前条第4項から第7項までの規定は、最低工賃専門部会について準用する。

（議事）

- 第8条 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の3分の2以上又は労働者関係委員（労働者を代表する委員及び議事に関係のある臨時委員のうち関係労働者を代表するものをいう。）、使用者関係委員（使用者を代表する委員及び議事に関係のある臨時委員のうち関係使用者を代表するものをいう。）及び公益関係委員（公益を代表する委員及び議事に関係のある臨時委員のうち公益を代表するものをいう。）の各3分の1以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 2 審議会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
 - 3 前2項の規定は、部会及び最低工賃専門部会の議事に準用する。

（庶務）

- 第9条 審議会の庶務は、当該都道府県労働局において処理する。

（雑則）

- 第10条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

<附則省略>

東京地方労働審議会運営規程

第1条 地方労働審議会の議事運営は、厚生労働省組織令（平成12年政令第252号）第156条の2及び地方労働審議会令（平成13年政令第320号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

第2条 審議会の会議（以下単に「会議」という。）は、労働局長の請求があったとき、会長が必要であると認めるとき又は委員の3分の1以上から請求があったときに会長が召集する。

2 審議会は、前項の規定にかかわらず、その議事が諮問のみの場合にあっては、労働局長から会長あて諮問文を发出することをもって、会議の召集に代えることができる。

また、その議事が地方労働審議会令第3条第4項に規定する専門委員の同意のみの場合にあっては、会長から委員あて同意を求める文書を发出することをもって、会議に代えることができる。

3 労働局長又は委員は、会長に会議の召集を請求するときは、付議事項及び日時を明らかにしなければならない。

4 会長は、会議を召集しようとするときは、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも7日前までに付議事項、日時及び場所を委員及び労働局長に通知しなければならない。

第3条 委員は、会長が必要であると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項において同じ。）を利用する方法によって会議に出席することができる。

2 テレビ会議システムを利用する方法による会議への出席は、審議会令第8条第1項及び第2項（同条第3項において準用する場合を含む。）に規定する会議への出席に含めるものとする。

3 委員は、病気その他の理由により会議に出席することができないときは、その旨を会長に通知しなければならない。

第4条 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときは、会長の許可を受けるものとする。

3 審議会は、会長が必要であると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

第5条 会議は、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる。

2 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

第6条 審議会の議事については、議事録を作成する。

2 議事録及び会議の資料は、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、議事録の全部又は一部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

第7条 第2条から第6条までの規定は、地方労働審議会令第6条に規定する部会(以下単に「部会」という。)及び同令第7条に規定する最低工賃専門部会(以下単に「最低工賃専門部会」という。)について準用する。この場合において、「会長」とあるのは「部会長」、また「委員」とあるのは家内労働部会、港湾労働部会及び最低工賃専門部会については「委員及び臨時委員」と読み替えるものとする。

第8条 会長は、審議会が議決を行ったときは、当該議決に係る答申書、建議書又は議決書をその都度労働局長に送付しなければならない。

2 審議会は、厚生労働省組織令第156条の2第2項第2号の規定により関係行政機関に建議したときは、その写しを労働局長に送付しなければならない。

第9条 審議会は、その定めるところにより、次の部会を置くこととする。

- 一 労働災害防止部会
- 二 家内労働部会
- 三 港湾労働部会

第10条 部会長が委員である部会又は最低工賃専門部会が、その所掌事務について議決をしたときは、当該議決をもって審議会の議決とする。ただし、審議会が、あらかじめ当該議決に係る事項に関して、審議会の議決を特に必要とすることを定めていたときは、この限りでない。

2 審議会は、部会長が臨時委員である部会又は最低工賃専門部会の議決に関し、会長を除いた審議会の委員及び臨時委員が当該議決の取り扱いを会長に一任した場合、会長の決するところをもって審議会の議決とすることができる。

第11条 臨時委員及び専門委員は、審議会令第4条第4項及び第5項に規定する場合のほか、会長の任期が終了したときに解任されるものとする。ただし、再任を妨げない。

第12条 部会に属すべき委員及び臨時委員のうち、労働者を代表するもの及び使用者を代表するものは、各同数とする。この場合において、部会に属すべき委員のうち、労働者を代表するもの及び使用者を代表するものは、異なる数とすることができる。

第13条 この規程に定めるもののほか、部会及び最低工賃専門部会の議事運営に関し必要な事項は、部会長が当該部会及び最低工賃専門部会に諮って定める。

第14条 審議会の庶務は、東京労働局雇用環境・均等部企画課の協力を得て、総務部総務課において処理する。ただし、労働災害防止部会に係るものについては東京労働局労働基準部監督課、家内労働部会及び最低工賃専門部会に係るものについては東京労働局労働基準部賃金課、港湾労働部会に係るものについては東京労働局職業安定部職業対策課において処理する。

第15条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

附 則

この規程は、平成13年11月15日から施行する。

この規程は、平成15年 3月 7日から施行する。

この規程は、平成28年 4月 1日から施行する。

この規定は、令和 3年 3月10日から施行する。

東京地方労働審議会家内労働部会運営規程

(規程の目的)

第1条 東京地方労働審議会家内労働部会(以下「部会」という。)の議事運営は厚生労働省組織令(平成12年政令第252号)第156条の2、地方労働審議会令(平成13年政令第320号)及び東京地方労働審議会運営規程に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(委員の人数)

第2条 部会に属すべき委員及び臨時委員のうち、家内労働者を代表するもの、委託者を代表するもの及び公益を代表するものは、各3人とする。

(議決の報告)

第3条 部会長は、部会が議決を行ったときは、当該議決をその都度、東京地方労働審議会長に報告しなければならない。

(規程の改廃)

第4条 この規程の改廃は、部会の議決に基づいて行う。

附則

この規程は、平成14年2月6日から施行する。

東京都革靴製造業最低工賃の改正



東京都革靴製造業 最低工賃が 改正になりました



東京都内の家内労働者に対して、革靴を加工等する作業をお願いするときの最低工賃が裏面のとおり改正されました。
また、今回の改正より「裁断」業務にかかる工賃が新設されました。

家内労働とは、製造・加工業者などから革等物品の提供を受けて、自宅などにおいて、一人で又は、同居の親族とともに、これら物品の加工、組み立て、仕上げ等を行い靴等の製品又はその半製品を作成することをいいます。

その加工等を行いその委託料（工賃）を支払われる人を家内労働者、家内労働者に直接物品を提供して製造や加工を委託する人を委託者といいます。

家内労働者の労働条件の向上と生活の安定を図ることを目的として、家内労働手帳、工賃支払いの確保、最低工賃、安全衛生の措置などの事項について定めた法律が家内労働法です。

家内労働法により委託者には以下のようなことが求められています。

- ・ 委託者は、家内労働者に、工賃の支払方法その他の委託条件等を記載した家内労働手帳を交付しなければなりません。
- ・ 委託者は、委託を打ち切ろうとするときは、ただちに予告するように努めなければなりません。
- ・ 委託者は、工賃締切日までに受け取った物品の全部の工賃を、その締切日から1か月以内に支払わなければなりません。
- ・ 委託者は、最低工賃額以上の工賃を支払わなければなりません。
- ・ 委託者は、有機溶剤を含んだ接着剤などの有害物を譲渡、提供する場合には、それらが漏れたり発散したりするおそれのない容器を使用し、容器の見やすいところに有害物の名称や取扱い上の注意事項を書かなければなりません。
- ・ 委託者は、委託状況届（毎年4月1日現在の委託業務の内容、家内労働者数などを記入）を4月30日までに労働基準監督署に提出しなければなりません。

令和5年8月9日から東京都内において革靴製造業に従事する 家内労働者に適用される最低工賃が改正されました。

業務・品目・規格・工程の区分に応じ、工賃は下の表の金額以上でなければなりません。

業務	品目		規格		工程 (下記の工程すべてを行う場合)	金額
			革の種類	型及びデザイン		
製 甲	紳士靴		牛革の銀付き又はガラス張り	裏付き、外羽根、無飾り及びびも付き	甲革の縁すき及び縁折り込み又はテープ取り、かかと部の縫いまとめ、裏張り並びに縁ミシン掛け	811円
	婦 人	パンプス		裏付き、無飾り及びヒール付き	甲革の縁すき及び縁折り込み又はテープ取り、えぐり折り込み部への補強テープの挿入、かかと部の縫いまとめ、裏張り並びに縁ミシン掛け	685円
		ショートブーツ		裏付き、ファスナー付き、はぎ付き(2か所に行うものに限る。)及びヒール付き	甲革の縁すき及び縁折り込み又はテープ取り、上縁の折り込み部への補強テープの挿入、ファスナー付け、かかと部の縫いまとめ、裏張り並びに縁ミシン掛け	1,281円
	靴	サンダル		牛革の地生	裏付き、無飾り、前あき、ふち折り、バックバンド及び美錠付き	甲革の縁すき及び縁折り込み又はテープ取り、裏付け、縁ミシン掛け、さらい、バンド穴あけ並びに美錠付け
底付け(セメントテッド方式によるものを除く。)	紳士靴		牛革の銀付き又はガラス張り	裏付き	中底仮止め、先しん及び月型しん入れ、つり込み、起毛並びにシャンク又は中しん入れ並びに本底張付け	689円
	婦 人	パンプス		裏付き及びヒール付き	中底仮止め、先しん及び月型しん入れ、つり込み、起毛並びにシャンク又は中しん入れ、本底張付け並びにヒール付け	764円
				裏付き、ヒール付き及びストム付き	中底仮止め、先しん及び月型しん入れ、つり込み、起毛並びにシャンク又は中しん入れ、本底張付け並びにヒール付け	883円
	靴	ショートブーツ		裏付き及びヒール付き	中底仮止め、先しん及び月型しん入れ、つり込み、起毛並びにシャンク又は中しん入れ、本底張付け並びにヒール付け	1,107円
		サンダル		牛革の地生	裏付き及びヒール付き	中底仮止め、つり込み、起毛、本底張付け及びヒール付け
裁 断	紳士靴		牛革の銀付き又はガラス張り	外羽根、無飾り及びびも付き	甲革の爪先革、舌革、腰革(外側)及び腰革(内側)の裁断	140円
	婦 人	パンプス		無飾り及びヒール付き	甲革の本体、内腰及びヒール巻きの裁断	120円
		ショートブーツ		ファスナー付き、はぎ付き(2か所に行うものに限る。)及びヒール付き	甲革の本体及びヒール巻きの裁断	160円
	靴	サンダル		牛革の地生	無飾り、前あき、ふち折り、バックバンド及び美錠付き	甲革の本体、ベルト及びヒール巻きの裁断

東京労働局
労働基準監督署

詳しくは、東京労働局労働基準部賃金課(03-3512-1614)
又は都内の各労働基準監督署にお問い合わせください。



東京労働局ホームページ <http://tokyo-roudoukyoku.isite.mhlw.go.jp/>

家内労働の現状

家内労働の現状

厚生労働省では、委託状況届等を基に各都道府県労働局が把握した家内労働者数等家内労働の概況について毎年 10 月時点の状況を取りまとめ、家内労働対策の基礎資料としています。

令和 4 年度の調査結果から、家内労働の現状をみると次のようになります。

1 家内労働従事者（第 1 表）

令和 4 年 10 月 1 日現在、家内労働に従事する者の総数は 98,339 人で、その内訳をみると、製造業者や販売業者から委託を受け、主として自宅で物品の製造、加工等に従事している家内労働者は 95,108 人、また、家内労働者の同居の親族であって、家内労働者とともに仕事に従事している補助者は 3,231 人となっています。

2 家内労働者

(1) 推移（第 1 表）

家内労働法が制定された昭和 45 年度以降の家内労働者数の推移をみると、昭和 48 年度の 1,844,400 人がピークでしたが、令和 4 年度は 95,108 人となっています。

(2) 男女別（第 1 表）

家内労働者数を男女別にみると、男性が 11,141 人であるのに対し、女性は 83,967 人と全体の 88.3% を占めています。

(3) 類型別（第 1 表）

家内労働者数を類型別にみると、家庭の主婦などが従事する内職的家内労働者が 89,278 人で全体の 93.9% と大部分を占め、世帯主が本業として従事する専門的家内労働者は 4,308 人（4.5%）、農業や漁業の従事者等が本業の合間に従事する副業的家内労働者は 1,522 人（1.6%）となっています。

(4) 業種別（第 2 表）

家内労働者数を業種別でみると、貴金属製造、がん具花火製造などの「その他（雑貨等）」を除くと、衣服の縫製、ニットの編立てなどの「繊維工業」が 21,554 人（22.7%）と最も多く、次いでコネクター差しなどの「電気機械器具製造業」が 12,564 人（13.2%）となっています。

(5) 都道府県別（第 3 表）

家内労働者数を都道府県別にみると、東京都が 8,596 人と最も多く、次いで愛知県が 7,141 人、大阪府が 6,433 人となっています。

(6) 危険有害業務に従事する家内労働従事者数（第4表）

危険有害業務に従事する家内労働従事者数は、8,285人で、家内労働従事者数に占める割合は8.7%となっています。

業務の種類別にみると、動力ミシンやニット編み機など「動力により駆動される機械を使用する作業」が、6,308人と最も多く、危険有害業務に従事する家内労働従事者全体の76.1%を占めています。

3 委託者

(1) 委託者数（第5表）

令和4年10月1日現在の委託者数は、7,017で、その内訳をみると、製造又は販売業者が6,593、製造又は販売業者から製造、加工等を請負い、これを家内労働者に委託する請負業者が424となっています。

(2) 業種別（第5表）

委託者数を業種別でみると、「その他（雑貨等）」を除くと、「繊維工業」が2,404(34.3%)と最も多く、次いで「電気機械器具製造業」が783(11.2%)となっています。

(3) 1委託者当たりの平均家内労働者数（第5表）

1委託者当たりの平均家内労働者数は13.6人で、業種別にみると、「ゴム製品製造業」が23.4人と最も多く、「その他（雑貨等）」を除くと、次いで「紙・紙加工品製造業」が16.2人となっているのに対し、「繊維工業」は9.0人と最も少なくなっています。

4 代理人

(1) 代理人数（第5表）

委託者は、多数の遠隔地の家内労働者に仕事を委託する場合に、自らが直接家内労働者に原材料や製品の運搬、工賃の支払い等を行うことが距離的、時間的に難しいことから、これらの業務を行わせるため、家内労働者との間に代理人を置いていることがあります。その数は令和4年10月1日現在351人となっています。

(2) 業種別（第5表）

代理人数を業種別にみると、「その他（雑貨等）」を除くと、「繊維工業」が68人(19.4%)と最も多く、次いで「電気機械器具製造業」が46人(13.1%)、「紙・紙加工品製造業」が25人(7.1%)となっています。

第1表 家内労働従事者数、家内労働者数、補助者数及び委託者数の推移

区分	昭和45年	48年	50年	55年	60年	平成2年	7年	12年	17年	21年	22年	27年	令和2年	3年	4年
家内労働従事者数 (対前年比率)	2,017,100	2,041,200 (0.2%)	1,725,700 (△ 5.9%)	1,415,500 (△ 1.9%)	1,223,200 (△ 3.2%)	951,800 (△ 6.0%)	576,701 (△ 12.3%)	347,084 (△ 9.2%)	216,625 (△ 4.4%)	151,950 (△ 15.3%)	141,131 (△ 7.1%)	114,655 (△ 2.1%)	108,539 (0.2%)	100,462 (△ 7.4%)	98,339 (△ 2.1%)
家内労働者数 (対前年比率)	1,811,200	1,844,400 (0.2%)	1,563,700 (△ 5.5%)	1,313,900 (△ 2.1%)	1,149,000 (△ 3.2%)	903,400 (△ 5.7%)	549,585 (△ 12.3%)	331,831 (△ 9.1%)	207,142 (△ 4.2%)	145,151 (△ 15.5%)	136,289 (△ 6.1%)	111,038 (△ 1.8%)	105,301 (0.2%)	97,122 (△ 7.8%)	95,108 (△ 2.1%)
性別															
男性	139,500 [7.7%]	136,600 [7.4%]	125,200 [8.0%]	101,900 [7.8%]	78,100 [6.8%]	58,500 [6.5%]	36,443 [6.6%]	23,888 [7.2%]	18,758 [9.1%]	14,274 [9.8%]	13,191 [9.7%]	11,840 [10.7%]	11,220 [10.7%]	11,146 [11.5%]	11,141 [11.7%]
女性	1,671,700 [92.3%]	1,707,800 [92.6%]	1,438,500 [92.0%]	1,212,000 [92.2%]	1,070,900 [93.2%]	844,800 [93.5%]	513,142 [93.4%]	307,943 [92.8%]	188,384 [90.9%]	130,877 [90.2%]	123,098 [90.3%]	99,198 [89.3%]	94,081 [89.3%]	85,976 [88.5%]	83,967 [88.3%]
業															
専業	171,000 [9.4%]	171,000 [9.3%]	134,800 [8.6%]	101,400 [7.7%]	76,200 [6.6%]	50,400 [5.6%]	31,848 [5.8%]	16,914 [5.1%]	10,813 [5.2%]	7,348 [5.1%]	5,900 [4.3%]	5,343 [4.8%]	4,905 [4.7%]	4,512 [4.6%]	4,308 [4.5%]
内職	1,597,200 [88.2%]	1,633,600 [88.6%]	1,393,800 [89.1%]	1,189,500 [90.5%]	1,058,500 [92.1%]	843,500 [93.4%]	512,900 [93.3%]	311,835 [94.0%]	193,778 [93.6%]	136,541 [94.1%]	129,577 [95.1%]	104,929 [94.5%]	99,244 [94.2%]	91,508 [94.2%]	89,278 [93.9%]
副業	43,000 [2.4%]	39,800 [2.2%]	35,100 [2.2%]	23,000 [1.8%]	14,300 [1.2%]	9,400 [1.0%]	4,837 [0.9%]	3,082 [0.9%]	2,551 [1.2%]	1,262 [0.9%]	812 [0.6%]	766 [0.7%]	1,152 [1.1%]	1,102 [1.1%]	1,522 [1.6%]
補助者数	205,900	196,800	162,000	101,600	74,200	48,400	27,116	15,253	9,483	6,799	4,842	3,617	3,238	3,340	3,231
委託者数	113,100	110,900	106,100	90,100	80,600	59,800	38,538	24,116	15,010	10,982	10,447	7,760	7,500	7,139	7,017

注1: 「家内労働従事者数」は、「家内労働者数」と「補助者数」の合計をいう。

注2: 「」は、性及び業別の構成比である。

注3: 昭和45年から平成2年までの数値は下2桁で四捨五入してあるため、内訳の数値を積み上げた数値は、合計の数値と一致しない場合がある。

第2表 業種別家内労働者数及び主な家内労働業務

業種	令和3年	令和4年	対前年比減少率	主な家内労働業務
総数	人 97,122 100%	人 95,108 100%	% △ 2.1	
食料品製造業	1,934 2.0%	1,743 1.8%	△ 9.9	貝の加工、昆布巻き、食品の袋詰め・シール貼り
繊維工業	22,895 23.6%	21,554 22.7%	△ 5.9	衣服の縫製、ニット編立て、擦糸製造、絹糸等による織布、ミシン縫製、裁縫、布団の綿入れ、タオルのヘム加工
木材・木製品、家具・装備品製造業	964 1.0%	1,051 1.1%	9.0	塗箸加工、仏壇加工、桜皮の張付け・加工、額縁製造、ブラインド組立
紙・紙加工品製造業	6,489 6.7%	6,195 6.5%	△ 4.5	紙箱の組立、封筒糊付け、紙袋の張り・ひも付け、ショッピング袋の口芯入れ・ひも付け、ティッシュペーパーの詰合せ
印刷・同関連及び出版業	2,413 2.5%	2,776 2.9%	15.0	製本、ワープロ入力、文字校正、チラシ袋詰め、加除式造録の編集
ゴム製品製造業	6,155 6.3%	6,034 6.3%	△ 2.0	ゴム製履物の部品貼合せ、ゴム製品のバリ取り
皮革製品製造業	1,910 2.0%	1,788 1.9%	△ 6.4	革靴の製甲・底付け、革手袋の火のし、鞆の糊付け加工
窯業・土石製品製造業	634 0.7%	737 0.8%	16.2	陶磁器の生地製造・上絵付け・焼成・転写貼り・鑄込み
金属製品製造業	3,307 3.4%	3,158 3.3%	△ 4.5	洋食器研磨、作業工具研磨、刃物研磨、金属プレス加工、鍵部品加工、鋸の目立て
電子部品・デバイス製造業	4,201 4.3%	4,159 4.4%	△ 1.0	電子部品の組立・検査
電気機械器具製造業	12,024 12.4%	12,564 13.2%	4.5	コネクタ差し、チューブ通し、キャップ通し、シールド線の端末加工、コンデンサーの検査、コイル巻き、ワイヤーハーネス組立
情報通信機械器具製造業	639 0.7%	563 0.6%	△ 11.9	携帯電話部品の組立・検査・包装、ケーブル端末加工、カーナビ組立
機械器具等製造業	5,374 5.5%	5,311 5.6%	△ 1.2	自動車部品組立、航空機部品組立
その他（雑貨等）	28,183 29.0%	27,475 28.9%	△ 2.5	貴金属製造、がん具火花製造、眼鏡枠加工・研磨・組立、釣針の糸結び・仕掛け、毛筆・画筆の穂首づくり、事務用品製造

第3表 都道府県別家内労働従事者数、家内労働者数、補助者数、委託者数及び代理人数

都道府県	家内労働			委託者数	代理人数
	従事者数	家内労働者数	補助者数		
	人	人	人		人
全	98,339	95,108	3,231	7,017	351
北海道	816	804	12	85	0
青森県	806	797	9	68	0
岩手県	1,046	1,040	6	98	2
宮城県	989	981	8	105	8
秋田県	1,349	1,307	42	132	0
山形県	1,742	1,717	25	177	5
福島県	1,831	1,809	22	156	0
茨城県	1,966	1,912	54	148	61
栃木県	1,067	1,045	22	108	1
群馬県	3,562	3,305	257	205	7
埼玉県	4,698	4,613	85	357	23
千葉県	1,784	1,763	21	135	1
東京都	8,868	8,596	272	802	0
神奈川県	1,635	1,609	26	101	3
新潟県	2,334	2,247	87	176	5
富山県	1,238	1,162	76	113	27
石川県	1,711	1,629	82	149	0
福井県	1,681	1,631	50	159	18
山梨県	1,549	1,527	22	170	0
長野県	2,950	2,869	81	215	0
岐阜県	1,985	1,756	229	146	1
静岡県	6,473	6,273	200	282	56
愛知県	7,456	7,141	315	336	4
三重県	2,784	2,655	129	133	0
滋賀県	2,887	2,850	37	147	3
京都府	2,830	2,703	127	196	3
大阪府	6,641	6,433	208	394	45
兵庫県	3,131	2,881	250	171	3
奈良県	1,778	1,743	35	151	3
和歌山県	501	484	17	33	0
鳥取県	934	919	15	96	0
島根県	756	712	44	92	3
岡山県	2,780	2,674	106	141	0
広島県	1,998	1,952	46	114	41
山口県	1,335	1,320	15	96	0
徳島県	562	553	9	43	23
香川県	1,191	1,153	38	102	3
愛媛県	2,262	2,236	26	168	0
高知県	593	581	12	40	1
福岡県	1683	1624	59	110	0
佐賀県	775	764	11	87	0
長崎県	202	202	0	31	0
熊本県	900	896	4	87	0
大分県	347	343	4	26	1
宮崎県	950	920	30	65	0
鹿児島県	729	723	6	49	0
沖縄県	254	254	0	22	0

第4表 危険有害業務の種類、性別及び類型別危険有害業務に従事する家内労働従事者数

危険有害業務の種類	危険有害業務に従事する家内労働従事者数							
	総数	性別		類型別				
		男	女	人	専業	内職	副業	
総数	人 8285 (523) 100.0%	1771 (155) 21.4%	6514 (368) 78.6%	人 1214 (98) 14.7%	人 6969 (419) 84.1%	人 102 (6) 1.2%		
①プレス機、型付け機、型打ち機、シャワー、旋盤、ボール盤又はフライス盤を使用する作業	320 (35) 3.9%	187 (13) 10.6%	133 (22) 2.0%	147 (19) 12.1%	171 (16) 2.5%	2 (0) 2.0%		
②有機溶剤または有機溶剤含有物を使用する作業 (例：有機溶剤を取り扱う人形の製造、有機溶剤を使用して金属を脱脂・洗浄する作業)	683 (46) 8.2%	310 (5) 17.5%	373 (41) 5.7%	193 (20) 15.9%	484 (26) 6.9%	6 (0) 5.9%		
③鉛又は鉛化合物を使用する作業 (例：鉛を取り扱う電気機械・車両用配線作業)	244 (1) 2.9%	45 (0) 2.5%	199 (1) 3.1%	19 (0) 1.6%	220 (0) 3.2%	5 (1) 4.9%		
④土石、岩石、鉱物、金属又は炭素の粉じんを発散する作業 (例：い草加工、ガラス製造、炭素製品製造)	322 (57) 3.9%	239 (16) 13.5%	83 (41) 1.3%	227 (22) 18.7%	90 (35) 1.3%	5 (0) 4.9%		
⑤動力により駆動される機械を使用する作業 (例：ニット編み機、レース編み機、動力ミシン等を取り扱う作業)	6308 (301) 76.1%	929 (66) 52.5%	5379 (235) 82.6%	669 (37) 55.1%	5554 (259) 79.7%	85 (5) 83.3%		
⑥木工機械を使用する作業 (例：家具製造、人形製造)	10 (1) 0.1%	6 (1) 0.3%	4 (0) 0.1%	7 (1) 0.6%	3 (0) 0.04%	0 (0) 0.0%		
⑦火薬類を使用する作業 (例：花火製造)	427 (82) 5.2%	98 (51) 5.5%	329 (31) 5.1%	0 (0) 0.0%	427 (82) 6.1%	0 (0) 0.0%		
上記①から⑦までの作業を除く危険有害作業	61 (11) 0.7%	33 (4) 1.9%	28 (7) 0.4%	39 (9) 3.2%	22 (2) 0.3%	0 (0) 0.0%		

注1：2種類以上の危険有害業務に従事する者はそれぞれの作業毎に1人として計上した。

但し、総数は実人数であるため、危険有害業務の内訳を積み上げた数値は、総数と一致しない場合がある。

注2：()は、補助者数(内数)である。

第5表 業種別委託者数、代理人数及び1委託者当たりの平均家内労働者数

業 種	委託者数			代理人数	1委託者当たりの 平均家内労働者数
	総数	製造・販 売業者	請負業者		
総数	7,017	6,593	424	351	13.6
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	
食料品製造業	128	127	1	2	13.6
	1.8%	1.9%	0.2%	0.6%	
繊維工業	2,404	2,228	176	68	9.0
	34.3%	33.8%	41.5%	19.4%	
木材・木製品、家具・装備品製造業	72	68	4	1	14.6
	1.0%	1.0%	0.9%	0.3%	
紙・紙加工品製造業	383	378	5	25	16.2
	5.5%	5.7%	1.2%	7.1%	
印刷・同関連及び出版業	178	168	10	3	15.6
	2.5%	2.5%	2.4%	0.9%	
ゴム製品製造業	258	236	22	12	23.4
	3.7%	3.6%	5.2%	3.4%	
皮革製品製造業	190	187	3	15	9.4
	2.7%	2.8%	0.7%	4.3%	
窯業・土石製品製造業	75	73	2	0	9.8
	1.1%	1.1%	0.5%	0.0%	
金属製品製造業	308	299	9	0	10.3
	4.4%	4.5%	2.1%	0.0%	
電子部品・デバイス製造業	381	362	19	2	10.9
	5.4%	5.5%	4.5%	0.6%	
電気機械器具製造業	783	718	65	46	16.0
	11.2%	10.9%	15.3%	13.1%	
情報通信機械器具製造業	50	44	6	11	11.3
	0.7%	0.7%	1.4%	3.1%	
機械器具等製造業	441	412	29	10	12.0
	6.3%	6.2%	6.8%	2.8%	
その他（雑貨等）	1,366	1,293	73	156	20.1
	19.5%	19.6%	17.2%	44.4%	

東京における家内労働の概況

令和5年12月

東京労働局労働基準部賃金課

1 概況（別表1）

東京都内における家内労働者は令和5年10月1日現在8,479人、補助者は311人で、これらを合計した家内労働従事者は8,790人、また、委託者数は785となっている。

家内労働者の業種別内訳を多い順にみると、日用雑貨・玩具・装身具・造花等を製造する「その他（雑貨等）」が3,871人、男子・婦人服等を製造する「繊維工業」が1,603人、「紙・紙加工品製造業」が721人、「電気機械器具製造業」が686人、革靴・バッグ等を製造する「皮革製品製造業」が441人となっており、これらで家内労働者全体の86.4%を占めている。

参考：全国計（令和4年10月1日現在）

家内労働者数	95,108人
補助者	3,231人
委託者数	7,017

2 東京地方労働審議会

東京地方労働審議会（以下「審議会」という。）は労働行政全般を審議する機関であり、そのうち最低工賃の決定及び改正決定の審議については、家内労働法第21条に基づき、審議会に最低工賃専門部会（以下「専門部会」という。）を設置し審議を付託している。専門部会の委員は、9名（公益代表委員、家内労働者代表委員、委託者代表委員各3名）で構成される。

また、審議会には、常設の家内労働部会が設置されており、最低工賃以外の家内労働に関する重要事項については同部会で審議されている。委員の構成は専門部会と同様である。

3 最低工賃（別表2～5）

家内労働法第8条では、工賃の低廉な家内労働者の労働条件の改善を図るため、労働局長は、必要があるときは、最低工賃を決定することができるとされている。

現在、東京都内の家内労働者に適用される最低工賃は、電気機械器具製造業、婦人既製洋服製造業及び革靴製造業の3業種について決定されている。

また、家内労働法第10条では、労働局長は最低工賃の改正又は廃止の決定ができるとされていることから、昭和58年度から「最低工賃新設・改正計画」を

策定し、計画的な改正に努めている。

現在の最低工賃の決定状況は別表2、また、各最低工賃額は別表3から別表5のとおりとなっている。

4 広報活動の実施状況

(1) リーフレット等の配布

東京都及び区市町村関係部局の行政機関、主要な委託者団体及び家内労働団体等に対し、家内労働関係リーフレット等の配布依頼を行っている。

(2) ホームページの活用

東京労働局ホームページに、家内労働法のあらまし及びその他家内労働関係情報の掲載を行っている。

(3) 他機関の広報誌・ホームページへの掲載依頼

東京都及び区市町村関係部局、主要な委託者団体並びに家内労働団体等に対し、委託状況届の提出、最低工賃改正の際の周知等について、広報誌又はホームページへの掲載依頼を行っている。

5 労災保険特別加入（別表6～8）

労働者災害補償保険法第33条第1項第5号、同法施行規則第46条の18第3号に基づき、特定作業を行う家内労働者及び補助者（以下「家内労働従事者」という。）は、労災保険の特別加入者として任意加入（申請）することができることとされており、承認された者は、当該業務により被災した場合等に労災補償給付を受けることができる。家内労働者及び委託者に対し、特別加入制度の周知を図り、加入促進に努めているところである。

令和5年10月1日現在における家内労働従事者たる特別加入者数は、有機溶剤を使用する作業者が18人（前年比△3人）、プレスなどを使用する作業者が48人（前年比△3人）、合計66人となっている（別表6）。

令和5年12月末現在における家内労働従事者たる特別加入者に対する令和5年の労災保険給付決定状況をみると、療養給付決定は1件（前年比△2）、休業給付決定は0件（前年比△1）となっている（別表8）。

6 家内労働安全衛生指導員の活動状況（別表9）

家内労働者の安全の確保、健康の保持及び就業条件の改善について指導を行うため、家内労働安全衛生指導員制度が設けられており、当局においては家内労働者が比較的多く存在する3署（上野、池袋、向島）に各1名の指導員を委嘱し配置している。

家内労働の概況

令和5年10月1日現在

業種区分 (日本標準産業分類中分類)	委託者	家内労働者	補助者
食料品製造業 E9, 10	5	36	0
繊維工業 E11	208	1,603	111
木材・木製品、家具・装備品製造業 E12, 13	3	134	0
紙・紙加工品製造業 E14	62	721	7
印刷・同関連及び出版業 E15, G41	18	126	0
ゴム製品製造業 E19	28	290	12
皮革製品製造業 E20	72	441	84
窯業・土石製品製造業 E21	1	3	0
金属製品製造業 E24	26	258	11
電子部品・デバイス製造業 E28	13	60	0
電気機械器具製造業 E29	63	686	2
情報通信機械器具製造業 E30	1	7	0
機械器具等製造業 E16, 22, 23, 25, 26, 27, 31	31	243	5
その他(雑貨等) E18, 32	254	3,871	79
令和5年度計	785	8,479	311
令和4年度計	802	8,596	272
令和3年度計	800	8,751	277
令和2年度計	957	9,848	282
令和元年度計	674	9,027	244
平成30年度計	593	7,617	258
平成29年度計	353	3,954	201

最低工賃決定状況一覧

業種	項目	発効年月日	適用委託者	適用家内労働者	調査年
東京都電気機械器具製造業		令和4年12月24日	23	254	令和3年
東京都婦人既製洋服製造業		平成21年4月1日	11	29	令和2年
東京都革靴製造業		令和5年8月9日	21	36	令和4年

(注)適用委託者及び適用家内労働者数は東京労働局が実施した直近の「家内労働実態調査」の結果によるものである。

東京都電気機械器具製造業最低工賃

当初発効年月日	昭和61年11月7日	改正発効年月日	令和4年12月24日
1 適用する 家内労働者	東京都の区域内で電気機械器具製造業に係る業務に従事する家内労働者		
2 適用する委託者	前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者		
3 第1号の家内労働者に係る最低工賃額	次の表の品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額		
品 目	工 程	規 格	金 額
電気部品(プリント基板に用いるものに限る。)	整形のうち、足の曲げ	2本のリード線について行うもの	1個につき 1円30銭
	部品の差し		1個につき 1円35銭
	部品の差し、折り曲げ及び切り		1個につき 2円60銭
	部品の差し、折り曲げ、切り及び手はんだ		1個につき 6円25銭
	ICの差し		足の本数が28本以下のもの 1個につき 2円65銭
			足の本数が30本以上のもの 1個につき 3円38銭
プリント基板	マスキング(後付け部品のための穴にテープを貼ることをいう。)	テープの幅6ミリメートル以下、長さ30ミリメートル以上70ミリメートル以下について行うもの	1か所につき 94銭
	コネクタ	差し(リード線又はシールド線の末端に取り付けられた端子をコネクタに差し込むことをいう。)	1端子につき 83銭
シールド線	端末加工(表面の絶縁被覆部分がはぎ取り済みとなっているシールド線の一端について、アース線をより分けてよじり、しん線の絶縁被覆をはぎ取った後、当該アース線及びしん線の末端をはんだ付けすることをいう。)	1しんで、かつ、15センチメートル以上の長さのシールド線について行うもの	1か所につき 5円03銭
	チューブ挿入(端末加工の途中又は終了したシールド線の一端について、よじり済みのアース線にビニールチューブを通した後、固定用チューブを通し、加熱して密着させることをいう。)	15センチメートル以上の長さのシールド線について行うもの	1本につき 2円86銭
スライドスイッチ	端子差し	単独又は2以上連結した端子	1差しにつき 1円09銭

東京都婦人既製洋服製造業最低工賃

当初発効年月日	昭和49年12月16日	改正発効年月日	平成21年4月1日
1 適用する 家内労働者	東京都の区域内で婦人既製洋服製造業に係るワンピース、ジャケット、コート、スカート又はパンツ(スラックス)のまとめの業務に従事する家内労働者		
2 適用する委託者	前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者		
3 第1号の家内労働者に係る最低工賃額	次の表の左欄に掲げる工程欄及び中欄に掲げる規格の区分に応じ、右欄に掲げる金額		
工 程	規 格	金 額	
身返し端まつり(千鳥)	針目が3センチメートル間隔に5針以上	1か所につき	13円
身返し星入れ	針目が3センチメートル間隔に3針以上	10センチメートルにつき	15円
すそまつり	針目が3センチメートル間隔に4針以上	20センチメートルにつき	16円
スナップ付け	1センチメートル型	1組につき	17円
かぎホック付け	ウエスト用、前かん	1組につき	22円
	ウエスト用以外、小、2つ穴	1組につき	19円
ボタン付け	18ミリメートル以下、2つ穴、 糸足つき	根巻き2~3回	1個につき 8円
		根巻き4回以上	1個につき 10円
	20ミリメートル以上、4つ穴、 糸足つき	根巻き2~3回	1個につき 9円
		根巻き4回以上	1個につき 11円
	2つ穴、カボタンつき	1個につき	14円
鎖系ループ付け	系ループの長さ3センチメートル	1か所につき	8円
	系ループの長さ5センチメートル	1か所につき	12円
ベント止め又はプリーツしつけ	×印しつけ止め	1か所につき	9円
そで付け裏まつり	針目が3センチメートル間隔に7針以上	10センチメートルにつき	16円
そで口裏まつり		10センチメートルにつき	15円
ファスナー裏まつり		10センチメートルにつき	15円
襟付けまつり		10センチメートルにつき	14円
ウエスト裏まつり		20センチメートルにつき	18円
肩パット付け	内パット	1組(1着分)につき	42円
	外パット	1組(1着分)につき	40円
カフス付け	カフスカバーまつり、かんぬき止め	1着分につき	48円
襟 付 け	襟カバーまつり、かんぬき止め	1枚につき	24円
バックル付け	ベルトの幅が5センチメートルのもの	1個につき	12円

東京都革靴製造業最低工賃

当初発効年月日	昭和48年9月19日	改正発効年月日	令和5年8月9日		
1 適用する 家内労働者	東京都の区域内で革靴製造業に係る業務に従事する家内労働者				
2 適用する委託者	前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者				
3 第1号の家内労働者に係る最低工賃 額	次の表の業務欄、品目欄、規格欄及び工程欄の区分に応じ、1足につき、金額欄に掲げる金額				
業務	品 目	規 格		工 程 (下記の工程すべてを行う場合)	金額
		革の種類	型及びデザイン		
製	紳士靴	牛革の銀付き又は ガラス張り	裏付き、外羽根、無飾り及びひも付き	甲革の縁すき及び縁折り込み又はテーブ取り、かかと部の縫いまとめ、裏張り並びに縁ミシン掛け	811円
			裏付き、無飾り及びヒール付き	甲革の縁すき及び縁折り込み又はテーブ取り、えぐり折り込み部へ	685円
			裏付き、ファスナー付き、はぎ付き(2か所に行うものに限る。)及びヒール	甲革の縁すき及び縁折り込み又はテーブ取り、上縁の折り込み部への補強テーブの挿入、ファスナー付け、かかと部の縫いまとめ、裏張り並びに縁ミシン掛け	1,281円
			裏付き、無飾り、前あき、ふち折り、バックバンド及び美錠付き	甲革の縁すき及び縁折り込み又はテーブ取り、裏付け、縁ミシン掛け、さらい、バンド穴あけ並びに美錠付け	616円
底付け (セメントテッド方式によるものに限る。)	紳士靴	牛革の銀付き又は ガラス張り	裏付き	中底仮止め、先しん及び月型しん入れ、つり込み、起毛並びにシャンク又は中しん入れ並びに本底張付け	689円
			裏付き及びヒール付き	中底仮止め、先しん及び月型しん入れ、つり込み、起毛並びにシャンク又は中しん入れ、本底張付け並びにヒール付け	764円
			裏付き、ヒール付き及びストム付き	中底仮止め、先しん及び月型しん入れ、つり込み、起毛並びにシャンク又は中しん入れ、本底張付け並びにヒール付け	883円
			裏付き及びヒール付き	中底仮止め、先しん及び月型しん入れ、つり込み、起毛並びにシャンク又は中しん入れ、本底張付け並びにヒール付け	1,107円
			裏付き及びヒール付き	中底仮止め、つり込み、起毛、本底張付け及びヒール付け	616円
裁 断	紳士靴	牛革の銀付き又は ガラス張り	外羽根、無飾り及びひも付き	甲革の爪先革、舌革、腰革(外側)及び腰革(内側)の裁断	140円
			無飾り及びヒール付き	甲革の本体、内腰及びヒール巻きの裁断	120円
			ファスナー付き、はぎ付き(2か所に行うものに限る。)及びヒール付き	甲革の本体及びヒール巻きの裁断	160円
			無飾り、前あき、ふち折り、バックバンド及び美錠付き	甲革の本体、ベルト及びヒール巻きの裁断	130円

労災保険特別加入状況

令和5年10月1日現在

項目	加入状況	
	加入者数(人)	加入団体数
作業の種類		
有機溶剤を使用する作業	18 (うち新規 0)	3
プレス機械 旋盤等を使用する作業	48 (うち新規 0)	9
5 年 計	66	12
4 年 計	72	12
3 年 計	78	12
2 年 計	87	12
元 年 計	99	12
30 年 計	118	13
29 年 計	134	13
28 年 計	145	13
27 年 計	153	13
26 年 計	162	13

家内労働者に係る労災保険特別加入団体名簿

令和5年10月1日現在

番号	団体名
1	東京靴工東部労災組合
2	東京皮革裁断工組合
3	東京靴工連合労災組合
4	東京靴工北部労災組合
5	中小家内工業協力会
6	大田区プレス家内労働協力工場会
7	雪谷家内労働組合
8	荒川青色申告会金属加工業組合
9	荒川労働福祉協同組合
10	葛飾民主商工会 家内労働部会
11	東京金属プレス工業協同組合家内労働者部会
12	東京社会労働保険協議会 家内労働部会

特別加入者に対する労災保険給付決定状況(令和5年12月末現在)

(1) 傷病部位別療養給付決定件数

傷病部位 年	目	頭部・顔面 頸部	胸部・腹部 臓器	せき柱 腰部等	上肢		下肢		その他※	計
					手指	手指以外	足指	足指以外		
令和元年					2	1				3
令和2年										0
令和3年					2					2
令和4年				1	2					3
令和5年								1		1

※その他は複合部位も含む

(2) 休業日数別休業給付決定件数

年	期間						計		
	4~10日	11~20日	21~30日	31~40日	41~50日	51~60日		61~70日	71~80日
令和元年							0		
令和2年							0		
令和3年							0		
令和4年		1					1		
令和5年							0		

(3) 等級別障害給付決定件数

等級 年	内容	等級											計		
		6級 (例) 母指を含む 4指の亡失	7級 (例) 母指を含む 3指の亡失	8級 (例) 母指を含む 3指の用廃	9級 (例) 母指を含む 2指の用廃	10級 (例) 母指の用廃	11級 (例) 示指、中指又は 環指の亡失	12級 (例) 中指又は環指の用廃 ・がん固な神経症状	13級 (例) 小指の用廃	14級 (例) 高部の神経症 状					
令和元年															0
令和2年															0
令和3年															0
令和4年															0
令和5年															0

家内労働安全衛生指導員指導結果(令和5年度計)

※令和5年12月末現在

別表9

	実施件数	指導委託者数	指 導 件 数							有害物容器 (則15.1) 有標器	安全衛生 (17条)	危害防止のための 必要な援助 (努力義務)
			家内労働手帳 (3条)	工賃支払 (6条)	最低工賃 (14条)	委託状送届 (26条)	健康維持付 (27条)	則14.1別表1 危険物	則14.1別表1 有機溶剤等			
食料品製造業 (E09)	1	1	1									
繊維工業 (E11)	10	6	2				4					
パルプ・紙・紙加工品製造業 (E14)	2	2	1				1					
印刷・同関連業 (E15)												
プラスチック製品製造業 (E18)	3	3	1				2					
ゴム製品製造業 (E19)	6	3	2				1					
なめし革・同製品・毛皮製造業 (E20)	4	3	3				3					
金属製品製造業 (E24)	1	1					1					
業務用機械器具製造業 (E27)	1	1	1									
電子部品・デバイス・電子回路製造業 (E28)												
電気機械器具製造業 (E29)												
情報通信機械器具製造業 (E30)												
輸送用機械器具製造業 (E31)												
その他の製造業	9	5	2				4					
その他の事業												
移転・廃止等												
合 計	37	25	10	0	0	0	16	0	0	0	0	0

※ 実施件数とは、指導を実施した委託者数である。
 ※ 指導件数とは、該当項目に違反があり改善を指導した件数である。
 ※ 「移転・廃止等」には、事業活動は行っていないも家内労働の委託を廃止した事業場を含む。

最低工賃新設・改正計画

雇均発 0318 第 2 号
令和 4 年 3 月 18 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省雇用環境・均等局長
(公 印 省 略)

第 14 次最低工賃新設・改正計画の実施について

最低工賃の新設及び改正については、平成 31 年 3 月 28 日付け雇均発 0328 第 2 号「第 13 次最低工賃新設・改正計画の実施について」に基づき、計画的な推進を図っているところであるが、同計画が令和 3 年度末で終了することから、引き続き最低工賃の新設及び改正を促進するため、令和 4 年度から 6 年度までの 3 年間を計画期間とする標記計画を別添のとおり策定し実施することとしたので、下記事項に留意の上、最低工賃の新設及び改正の計画的な推進を図られたい。

記

1 最低工賃の改正について

(1) 計画的な改正

最低工賃については、実効性の確保を図るため、必ず本計画に従い、原則として 3 年をめぐりに実態を把握し、見直しを行うこと。見直しに当たっては、原則として、改正の実現を目標とすること。

なお、工程・規格等が業務実態と乖離している最低工賃については、工賃額のみならず工程・規格等についても見直しを行い、必要な改正を行うこと。最低工賃を改正した場合には、委託者はもとより、工賃に影響を及ぼしている親事業者、関係団体等に対しても、最低工賃が遵守されるよう、その内容を適切に周知徹底すること。その際、管内の委託者や家内労働者への効果的・効率的な周知の観点から、地方公共団体の広報誌やホームページへの掲載等の協力依頼も検討すること。

(2) 実態調査

実態調査については、適用家内労働者数の把握、工程変更の有無、工賃額等の確認を行うこと。また、最低賃金との均衡の考慮に当たっては、実態に即して最低工賃額の8時間換算額を算出した上、最低賃金額やその上昇率との比較を行い、最低工賃の見直しに必要な実態把握ができるものとする。

(3) 改正諮問の見送り

本計画に従った改正について、実態調査の実施をはじめとする産業界の動向把握を行った結果、委託者の業種における景況、受注量の減少のため最低工賃の改定が困難等により、なお改正を行う状況にないと判断する場合は、地方労働審議会又は同審議会家内労働部会（以下「地方労働審議会等」という。）において、必ず、諮問見送りと判断した理由の説明を行い、公労使三者の了解を得た上で、当該最低工賃について改正諮問の見送りを行うこと。

2 最低工賃の新設について

最低工賃の新設については、設定の必要性が高い業種のうち、次のいずれかに合致するものから優先的に実施すること。

- (1) 関係団体から、新設の要請がなされているもの
- (2) 継続性のある業種で、家内労働者数が相当数存在するもの
- (3) 他地域との関連性が強いもの

3 最低工賃の統合又は廃止の検討について

最低工賃が設定されている適用家内労働者が100人未満に減少し、将来も増加する見通しが無いなど、実効性を失ったと思われる最低工賃については、今後のあり方を検討した上で、2つ以上の最低工賃を統合することがありうる場合などは、統合を含めて対応を検討することとし、また、統合が難しい場合は、廃止することも検討すること。

なお、当該最低工賃の廃止については、地方労働審議会等の意見を十分に聞いて尊重すること。

別添

第14次最低工賃新設・改正計画(令和4年4月～7年3月)

局名	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	最低工賃件数 (0024) (0024) (件数)	件名	件数	件名	件数	件名
01 北海道	2	和服裁縫(改正)	1	男子既製洋服(廃止)	1	男子・婦人既製洋服(改正)
02 青森	3	電気機械器具(改正)	1	和服裁縫(改正)	1	婦人・男子既製洋服(改正)
03 岩手	2	電気機械器具(改正)	1	電気機械器具(改正)	1	電気機械器具(改正)
04 宮城	2	通信機器用部分品(改正)	1	男子服・婦人服(改正)	1	電気機械器具(改正)
05 山形	1	電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス(改正)	1	男子服・婦人服・子供服(改正)	1	横編ニット(改正)
06 福島	3	男子既製洋服(廃止)	1	女子既製洋服(廃止)	1	電気機械器具(改正)
07 茨城	3	横編ニット(改正)	1	婦人・子供既製洋服(廃止)	1	衣服(改正)
08 栃木	2	革靴(改正)	1	電気機械器具(改正)	1	電気機械器具(改正)
09 群馬	5	革靴(改正)、足袋(改正)、縫製(改正)	3	婦人服(廃止)	1	電気機械器具(改正)
10 群馬	3	革靴(改正)	1	縫加工品(改正)	1	電気機械器具(改正)
11 埼玉	3	スカーフ・ハンカチーフ(廃止)	1	婦人既製洋服(改正)	1	婦人既製洋服(改正)
12 千葉	3	洋食器・器物(廃止)	1	電気機械器具(改正)	1	電気機械器具(改正)
13 東京	4	電気機械器具(改正)	1	作業工具(廃止)	1	縫加工品(廃止)
14 神奈川	2	電気機械器具(改正)	1	ファスナー加工(改正)	1	男子・婦人既製洋服(改正)、横編ニット(改正)
15 新潟	0	眼鏡(改正)	1	婦人服(改正)	1	衣服(改正)
16 富山	2	電気機械器具(改正)	1	婦人服(改正)	1	貴金属製品(改正)
17 石川	3	車両電気配線装置(改正)	1	電気機械器具(改正)	1	外衣・シャツ(改正)
18 福井	2	車両電気配線装置(改正)	1	婦人服(改正)、男子既製洋服(改正)	2	陶磁器上絵付(改正)
19 山梨	1	下着・補整着(廃止)	1	丹後地区絹織物業(改正)	1	車両電気配線装置(改正)
20 長野	1	丹後地区絹織物業(改正)	1	下着・補整着(廃止)	1	車両電気配線装置(改正)
21 岐阜	2	釣針(改正)	2	靴下(改正)	1	縫加工品(改正)
22 静岡	1	靴下(改正)	1	男子既製洋服(改正)	1	男子既製洋服(改正)
23 愛知	5	但馬地区絹・人絹・毛織物(廃止)、綿・スワ織物(改正)	2	釣針(改正)	1	電気機械器具(改正)、靴下(改正)
24 三重	1		1	靴下(改正)	1	
25 滋賀	0		0		0	
26 京都	2		2		2	
27 大阪	1		1		1	
28 兵庫	1		1		1	
29 奈良	0		0		0	
30 和歌山	2		2		2	
31 鳥取	3		3		3	
32 島根	1		1		1	
33 岡山	4		4		4	
34 広島	2		2		2	
35 山口	1		1		1	
36 徳島	1		1		1	
37 香川	1		1		1	
38 愛媛	2		2		2	
39 高松	2		2		2	
40 福岡	1		1		1	
41 佐賀	3		3		3	
42 長崎	3		3		3	
43 熊本	2		2		2	
44 大分	3		3		3	
45 宮崎	1		1		1	
46 鹿児島	1		1		1	
47 沖縄	1		1		1	
合計	97		27		33	
						38

(注)各年度の最低工賃の件数は令和4年3月18日現在のものである。なお、件名の後の()は、計画策定時点における予定を記載したものの、改正、統合、廃止等の決定は、各都道府県労働局において、実態調査等を実施の上、地方労働審議会等の意見を聴取して行うものであることに留意されたい。

婦人既製洋服製造業に係る家内労働及び東京都最低賃金

東京都婦人既製洋服製造業最低工賃の推移

資料6(1)

工程	発効年月日	金額				H21.4.1	
		H5.7.22	H7.8.14	H12.8.26	H15.5.16		
見返し端まつり (干船)	針目が3センチ間隔に5針以上	11円	12円 (9.09%)	13円 (8.33%)	13円 (0.00%)	13円 (0.00%)	
	針目が3センチ間隔に3針以上	11円	12円 (9.09%)	15円 (25.0%)	15円 (0.00%)	15円 (0.00%)	
	針目が3センチ間隔に4針以上	11円	12円 (9.09%)	15円 (25.0%)	16円 (6.66%)	16円 (0.00%)	
	1センチメートル型	15円	15円 (0.00%)	16円 (6.66%)	17円 (6.25%)	17円 (0.00%)	
	ウエスト用、前かん	20円	21円 (5.00%)	21円 (0.00%)	22円 (4.76%)	22円 (0.00%)	
	ウエスト用以外、小、2ツガ	16円	16円 (0.00%)	18円 (12.5%)	19円 (5.55%)	19円 (0.00%)	
	18ミリメートル以下、2ツガ、糸足つき根巻き2~3回	—	—	—	新設 1個につき 8円	8円 (0.00%)	
	18ミリメートル以下、2ツガ、糸足つき根巻き4回以上	10円	10円 (0.00%)	10円 (0.00%)	10円 (0.00%)	10円 (0.00%)	
	20ミリメートル以上、4ツガ、糸足つき根巻き2~3回	—	—	—	新設 1個につき 9円	9円 (0.00%)	
	20ミリメートル以上、4ツガ、糸足つき根巻き4回以上	11円	11円 (0.00%)	11円 (0.00%)	11円 (0.00%)	11円 (0.00%)	
ボタン付け	2ツガ、カホタンつき	14円	14円 (0.00%)	14円 (0.00%)	14円 (0.00%)	14円 (0.00%)	
	糸ループの長さ3センチ	—	—	—	新設 1か所につき 8円	8円 (0.00%)	
	糸ループの長さ5センチ	11円	12円 (9.09%)	12円 (0.00%)	12円 (0.00%)	12円 (0.00%)	
	X印つけ止め	8円	9円 (12.5%)	9円 (0.00%)	9円 (0.00%)	9円 (0.00%)	
	そで付け裏まつり	10センチにつき	13円	14円 (7.69%)	15円 (7.14%)	15円 (0.00%)	16円 (6.66%)
		10センチにつき	12円	13円 (8.33%)	14円 (7.69%)	14円 (0.00%)	15円 (7.14%)
		10センチにつき	11円	12円 (9.09%)	14円 (16.6%)	14円 (0.00%)	15円 (7.14%)
		10センチにつき	11円	12円 (9.09%)	13円 (8.33%)	13円 (0.00%)	14円 (7.69%)
		20センチにつき	15円	16円 (6.66%)	17円 (6.25%)	17円 (0.00%)	18円 (5.88%)
		1組(1着分)につき36円	37円	37円 (2.77%)	40円 (8.10%)	42円 (0.00%)	42円 (0.00%)
カフス付け	カフスカバーまつり、	47円	48円 (2.12%)	48円 (0.00%)	48円 (0.00%)	48円 (0.00%)	
	襟カバーマつり、かんぬき止め	22円	23円 (4.54%)	24円 (4.34%)	24円 (0.00%)	24円 (0.00%)	
	ベルトの幅が5センチのもの	11円	11円 (0.00%)	12円 (9.09%)	12円 (0.00%)	12円 (0.00%)	
計		316円	330円(4.43%)	351円(6.36%)	357円 (1.70%) パット42円採用 387円(1.30%)	382円 (新設を含む)	

東京都最低賃金の推移

資料6(2)

年度	東京都最低賃金改正		東京都婦人既製洋服製造業 最低工賃改正
	時間額	引上率	発効日
平成20年度	766円	3.65%	平成21年4月1日
平成21年度	791円	3.26%	
平成22年度	821円	3.79%	
平成23年度	837円	1.95%	
平成24年度	850円	1.55%	
平成25年度	869円	2.24%	
平成26年度	888円	2.19%	
平成27年度	907円	2.14%	
平成28年度	932円	2.76%	
平成29年度	958円	2.79%	
平成30年度	985円	2.82%	
令和元年度	1,013円	2.84%	
令和2年度	1,013円	0.00%	
令和3年度	1,041円	2.76%	
令和4年度	1,072円	2.98%	
令和5年度	1,113円	3.82%	

婦人既製洋服関係最低工賃の改正状況

資料6(3)

令和2年4月1日以降に改正あり

12局 (東北4、関東2、中部2、中国1、四国1、九州2)

番号	地方	局名	件名	改正年月日	第14次計画
1	東北	青森	青森県男子・婦人既製服製造業最低工賃	R4.4.1	令和6年度改正計画
2		岩手	岩手県既製洋服製造業最低工賃	R4.6.1	令和6年度改正計画
3		秋田	秋田県男子服・婦人服・子供服製造業最低工賃	R3.4.2	令和5年度改正計画
4		福島	福島県外衣・シャツ製造業最低工賃	R3.5.1	令和5年度改正計画
5	関東	栃木	栃木県衣服製造業最低工賃	R4.4.21	令和6年度改正計画
6		埼玉	埼玉県縫製業最低工賃	R5.5.5	令和4年度改正計画
7	中部	福井	福井県衣服製造業最低工賃	R4.4.22	令和6年度改正計画
8		山梨	山梨県婦人服製造業最低工賃	R3.5.5	令和5年度改正計画
9	中国	広島	広島県既製服縫製業最低工賃	R5.8.12	令和4年度改正計画
10	四国	高知	高知県繊維産業最低工賃	R4.9.24	令和6年度改正計画
11	九州	佐賀	佐賀県婦人既製服製造業に係るまとめの業務	R4.4.24	令和6年度改正計画
12		沖縄	沖縄県縫製業	R5.4.28	令和4年度改正計画

令和2年4月1日以降に改正なし

15局 (東北2、関東4、中部3、中国2、九州4)

番号	地方	局名	件名	改正年月日	第14次計画
13	東北	宮城	宮城県男子服・婦人服製造業最低工賃	H29.5.4	令和5年度改正計画
14		山形	山形県男子・婦人既製服製造業最低工賃	H30.4.6	令和5年度改正計画
15	関東	茨城	茨城県婦人・子供既製服製造業最低工賃	H17.4.1	令和5年度廃止計画
16		群馬	群馬県婦人服製造業最低工賃	H18.5.6	令和5年度廃止計画
17		千葉	千葉県婦人既製洋服製造業最低工賃	H21.5.27	令和6年度廃止計画
18		東京	東京都婦人既製洋服製造業最低工賃	H21.4.1	令和5年度改正計画
19	中部	新潟	新潟県男子・婦人既製洋服製造業最低工賃	H12.4.6	令和6年度改正計画
20		長野	長野県外衣・シャツ製造業最低工賃	H14.3.31	令和6年度改正計画
21		岐阜	岐阜県婦人服製造業最低工賃	H7.3.31	令和5年度改正計画
22	中国	鳥取	鳥取県男子服・婦人服製造業最低工賃	H27.5.21	令和6年度改正計画
23		島根	島根県外衣・シャツ製造業最低工賃	H15.6.25	令和6年度改正計画
24	九州	福岡	福岡県婦人服製造業最低工賃	H27.4.17	令和5年度改正計画
25		長崎	長崎県婦人既製洋服製造業最低工賃	H13.4.1	令和6年度廃止計画
26		熊本	熊本県縫製業最低工賃	H16.4.25	令和5年度廃止計画
27		大分	大分県衣服製造業最低工賃	H13.9.6	令和5年度改正計画

令和2年4月1日以降に廃止

1局 (九州1)

番号	地方	局名	件名	廃止年月日	第14次計画
28	九州	宮崎	宮崎県婦人既製洋服製造業最低工賃	R4.4.17	令和4年度廃止計画

発給年月日	東京都婦人既製洋服製造業最低賃金				青森県			岩手県			宮城県			秋田県			山形県			福島県			茨城県																							
	品目 ワンピース、ジャケット、コート、スカート又はパンツ(ストラックス)				R4.4.1			R4.4.1			R3.5.4			R3.4.2			R3.4.6			R3.5.1			R17.4.1																							
番号	工程	規格	金額(円)	品目・規格・金額(円)	品目・規格・金額(円)	品目・規格・金額(円)	品目・規格・金額(円)	品目・規格・金額(円)	品目・規格・金額(円)	品目・規格・金額(円)	品目・規格・金額(円)	品目・規格・金額(円)	品目・規格・金額(円)	品目・規格・金額(円)	品目・規格・金額(円)	品目・規格・金額(円)	品目・規格・金額(円)	品目・規格・金額(円)	品目・規格・金額(円)	品目・規格・金額(円)	品目・規格・金額(円)	品目・規格・金額(円)	品目・規格・金額(円)																							
1	身返し端まつり(汗臭)	針目が3cm間隔に5針以上	1か所に1つ	13	ブレザー	ワンピース 3cm間に6個以上	13	ワンピース	13	コート	11	コート	12	コート	12	コート	12	コート	12	コート	12	ワンピース又は 上装、 3cmにつき	11	ワンピース又は 上装、 3cmにつき																						
					13	13	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11																					
																										スカート又はストラックス 3cm間に6個以上	3cm間に6個以上	3cm間に6個以上	3cm間に6個以上	3cm間に6個以上	3cm間に6個以上	3cm間に6個以上	3cm間に6個以上	3cm間に6個以上	3cm間に6個以上	3cm間に6個以上	3cm間に6個以上	3cm間に6個以上	3cm間に6個以上	3cm間に6個以上	3cm間に6個以上	3cm間に6個以上	3cm間に6個以上	3cm間に6個以上	3cm間に6個以上	3cm間に6個以上
																										ジャケット又はコート 3cm間に6個以上	3cm間に6個以上	3cm間に6個以上	3cm間に6個以上	3cm間に6個以上	3cm間に6個以上	3cm間に6個以上	3cm間に6個以上	3cm間に6個以上	3cm間に6個以上	3cm間に6個以上	3cm間に6個以上	3cm間に6個以上	3cm間に6個以上	3cm間に6個以上	3cm間に6個以上	3cm間に6個以上	3cm間に6個以上	3cm間に6個以上	3cm間に6個以上	3cm間に6個以上
2	身返し入れ	針目が3cm間隔に3針以上	16cmにつき	15	ブレザー	22	ワンピース	16	ブレザー	34	ワンピース	16	ブレザー	34	ワンピース	16	ブレザー	34	ワンピース	16	ブレザー	34	ワンピース	16																						
3	すきまつり	針目が3cm間隔に4針以上	22cmにつき	16	ワンピース、 スカート	17	ワンピース、 ジャケット又はコート 15cmにつき	10	ワンピース、 10cmにつき	12	ワンピース、 10cmにつき	12	ワンピース、 10cmにつき	12	ワンピース、 10cmにつき	12	ワンピース、 10cmにつき	12	ワンピース、 10cmにつき	12	ワンピース又は 上装、 18cm(18cm未満の場合は 15cm未満とします) につき	14	ワンピース又は 上装、 18cm(18cm未満の場合は 15cm未満とします) につき																							
4	スナップ付け	1センチメートル型	1個につき	17	ワンピース、 コート、 ストラックス	17	ワンピース、 コート、 ストラックス	17	ワンピース、 コート、 ストラックス	17	ワンピース、 コート、 ストラックス	17	ワンピース、 コート、 ストラックス	17	ワンピース、 コート、 ストラックス	17	ワンピース、 コート、 ストラックス	17	ワンピース、 コート、 ストラックス	17	ワンピース、 コート、 ストラックス	17	ワンピース、 コート、 ストラックス	17																						
5	かざりホック付け	ウエスト用、前かみ	1個につき	22	ストラックス	26	前かみ、 大きな共道	21	スカート、 ストラックス	22	スカート、 ストラックス	22	スカート、 ストラックス	22	スカート、 ストラックス	22	スカート、 ストラックス	22	スカート、 ストラックス	22	スカート、 ストラックス	22	スカート、 ストラックス	22																						
1個につき			19	ワンピース	22	スプリングホック、 大きな共道	23	ワンピース	22	ワンピース	22	ワンピース	22	ワンピース	22	ワンピース	22	ワンピース	22	ワンピース	22	ワンピース	22																							
7	ボタンの付け	1.8cm以下、 2つ穴、 糸足つき	裾巻き2~3回	1個につき	8																																									
裾巻き4回以上			1個につき	10	スカート	10	ワンピース	10	ワンピース、 スカート	10	ワンピース、 スカート	10	ワンピース、 コート、 ストラックス、 裾巻きあり、 2つ穴	10	ワンピース、 コート、 裾巻きあり、 2つ穴	10	ワンピース、 コート、 裾巻きあり、 2つ穴	10	ワンピース、 コート、 裾巻きあり、 2つ穴	10	ワンピース又は 上装、 裾巻きあり	11	ワンピース又は 上装、 裾巻きあり																							
裾巻き2~3回			1個につき	8	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11																						
																									裾巻き4回以上	1個につき	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	
																																														裾巻き2~3回
裾巻き4回以上	1個につき	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11																								
裾巻き2~3回	1個につき	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8																								
裾巻き4回以上	1個につき	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11																								
裾巻き2~3回	1個につき	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8																								
裾巻き4回以上	1個につき	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11																								
裾巻き2~3回	1個につき	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8																								
裾巻き4回以上	1個につき	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11																								
裾巻き2~3回	1個につき	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8																								
裾巻き4回以上	1個につき	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11																								
裾巻き2~3回	1個につき	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8																								
裾巻き4回以上	1個につき	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11																								

他府の工程・規格・委託単位は、東京と同一の場合のみ記載

発効年月日	工 程	板本県		群馬県		埼玉県		千葉県		新潟県		福井県		山梨県		長野県		
		R4.4.21		H18.5.6		R5.5.5		H21.5.27		H12.4.6		R4.4.22		R3.5.5		H14.3.31		
番 号	工 程	品目・規格・金額 (円)	品目・規格・金額 (円)	品目・規格・金額 (円)	品目・規格・金額 (円)	品目・規格・金額 (円)	品目・規格・金額 (円)	品目・規格・金額 (円)	品目・規格・金額 (円)	品目・規格・金額 (円)	品目・規格・金額 (円)	品目・規格・金額 (円)	品目・規格・金額 (円)	品目・規格・金額 (円)	品目・規格・金額 (円)	品目・規格・金額 (円)	品目・規格・金額 (円)	
1	身返し端まつり (千鳥)	16	18	千鳥の間隔が6mm以下	17	3mmにつき	5	千鳥の間隔が6mm	18					千鳥の間隔が6mm以上5mmにつき	18	針目が3mmの間に4針以上	14	
2	身返し入れ	17	14	針目の間隔が10mm以下	16		12	針目の間隔が16mm	18							14	1枚につき	50
3	すそまつり	18	19	針目の間隔が6mm以下、10cmにつき	13		10	針目の間隔が7mm以上8mm以下	20									22
4	スナップ付け	23	18	2本糸で2度掛けを行う	24		12		20			28			15			26
5	かぎホック付け	22	25		27		21		20									28
6		23	18		24		16		20									
7																		
8	ボタン付け	14	9	2本糸2回通して模様き3回以上、3つ穴	15		10	模様きボタン付け (裏穴ボタン又は2つ穴ボタンを使用するもので、かつ、カボタン付きのものを除く)	16					模様きなし、2つ穴	6	模様き3回以上		13
9		14		模様き3回以上			8											
10		16		2本糸2回通して模様き3回以上、4つ穴	16			18	模様きボタン付け (4つ穴ボタンを使用するもので、かつ、カボタン付きのものを除く)									
11				2本糸2回通して模様き3回以上、2つ穴又は4つ穴、カボタン	22	模様きあり、カボタンあり	14	カボタン付き、模様きボタン付け (裏穴ボタン又は2つ穴ボタンを使用するものに限る)	13									
12	肩糸ループ付け	糸ループの長さ2mm以上	14		すそつかし止め	12		すそ糸ループ付け	11							9	3mm以上	13
13			12	ベルト用糸ループ付け、糸ループの長さ5mm以下	18			11	ベルト用糸ループ付け	11								
14	ベント止め又はブリーツしつけ	11	9	11	ベント止め	10	ベント×印しつけ	10										
15					ブリーツしつけ	19	ブリーツ×印しつけ	10										
15	そで付け裏まつり	24	22		20		12	針目の間隔が4mm以上5mm以下、1枚につき	130									
16	そで口裏まつり	21	20	(=針目の間隔が5mm以下)	19		16		58					そで口あきみせまつり、1番(両そで)につ	19	1枚につき	33	
17	ファスナー裏まつり		16		16		18		17									
18	襟付けまつり		14		18		8	針目の間隔が4mm以上5mm以下	17									
19	ウエスト裏まつり	23	19	10cmにつき	12		21		18									
20	肩パット付け	34	34	ロンビース用の肩パットを付ける	35		23	1枚につき	38						35	1枚(2か所)につき	58	
21																		
22	カフス付け		48				57	取り外し可能なもの、1枚につき	50									
23	襟付け		27				25											
24	バックル付け	16							15									

結果の工程・規格・量転単位は、

発注年月日		岐阜県	高取県	鳥取県	広島県	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	沖縄県						
発注年月日		H7.3.31	H27.5.21	H15.6.25	R5.8.12	H27.4.17	R4.4.24	H13.4.1	H16.4.25	H13.9.6	R5.4.28						
番号	工 程	品目・規格・金額 (円)	品目・規格・金額 (円)	品目・規格・金額 (円)	品目・規格・金額 (円)	品目・規格・金額 (円)	品目・規格・金額 (円)	品目・規格・金額 (円)	品目・規格・金額 (円)	品目・規格・金額 (円)	品目・規格・金額 (円)						
1	身返し端まつり (汗拭き)	上衣 (ブラウスを除く) 1枚につき	ワンピース、 スカート、 ブラウス	10	8	13	10	ブラウス 7 上衣 10	ワンピース、プレ ザー及びコート、 1枚所 (3cmにつ き)	10							
2	身返し入れ						9	上衣	11								
3	オモまつり		ワンピース、 スカート	15	ブラウス、スラック ス、スカート、 3cmにつき	5	1着につき	72	17	15cmにつき	9	スカート及び スラックス	12				
4	スナップ付け	ワンピース、 スカート	10	ワンピース、 スカート	18	ブラウス、 スラックス、 スカート	18	18	15	13	ブラウス 13 スカート及び スラックス 15	スカート及び スラックス 14 ワンピース、 スカート、上衣、 ワンピース、 5mm以上の厚のもの 15	15	1着につき	13		
5	かざホック付け	ワンピース、 スカート	10	スカート	21		16		20	20							
6			ワンピース	20					17	14							
7		スカート、 裾巻きボタン付け	7														
8		上衣 (ブラウスを除く)、 裾巻きボタン付け	8	ワンピース、 スカート、 ブラウス	7												
9						糸足つき、 裾巻き4回以上	4	裾巻き	10	裾巻き	8	ワンピース、 プレザー及び コート、 スカート及び スラックス、 2つ穴、 糸足つき、 裾巻き4回以上	8				
10	ボタン付け											ワンピース、 プレザー及び コート、 スカート及び スラックス、 4つ穴、 糸足つき、 裾巻き4回以上	10	スカート、 上衣、 ワンピース、 13ミリメートル以 上、4つ穴、 糸足つき、 裾巻き3回以上	8	1着につき	13
11		スカート、 カボタン付き 裾巻きボタン付け	8									スカート及び スラックス、 裾巻き、 カボタン付き	10				
		上衣 (ブラウスを除く)、 カボタン付き、 裾巻きボタン付け	10									上衣、 裾巻き、 カボタン付き	13				
12	肩あしループ付け	スカート、 糸ループ付け	6									スカート及び スラックス、 糸ループ作り付け	8	スカート、 上衣、 ワンピース、 糸ループの長さ 3cm以上	7		
13		ワンピース、 糸ループ付け	7	スカート、 ベルト通しループを 除く	7							ワンピース、 プレザー及び コート、 スカート及び スラックス、 糸ループ作り付け、 長さ5cm	10				
				ワンピース、 ベルト通しループを 除く	10												
14	ベルト止め又は ブリーツしつけ		ワンピース、 スカート	5													
15	そで付け裏まつり																
16	そで口裏まつり	そで裏まつり、 1枚につき	60														
17	ファスナー裏まつり																
18	襟付けまつり																
19	ウエスト裏まつり																
20	高バット付け		ワンピース、 部分止め	25													
21						部分止め	30										
22	カフス付け		ワンピース	33													
23	襟付け																
24	バックル付け																

他局の工率・規格・要項等は、

東京都における最低工賃および工程表（抜粋）

令和5年7月現在

東京都婦人既製洋服製造業

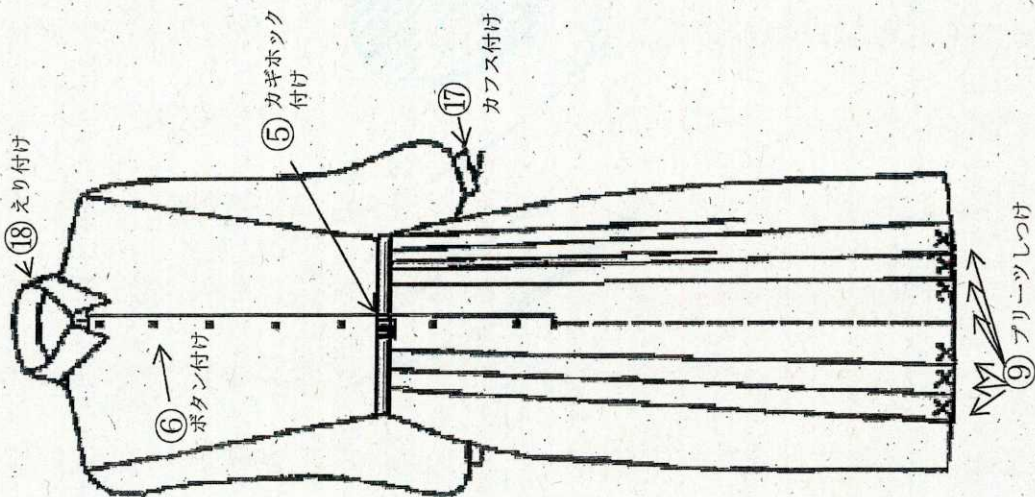
東京労働局労働基準部賃金課

東京都婦人既製洋服製造業最低工賃

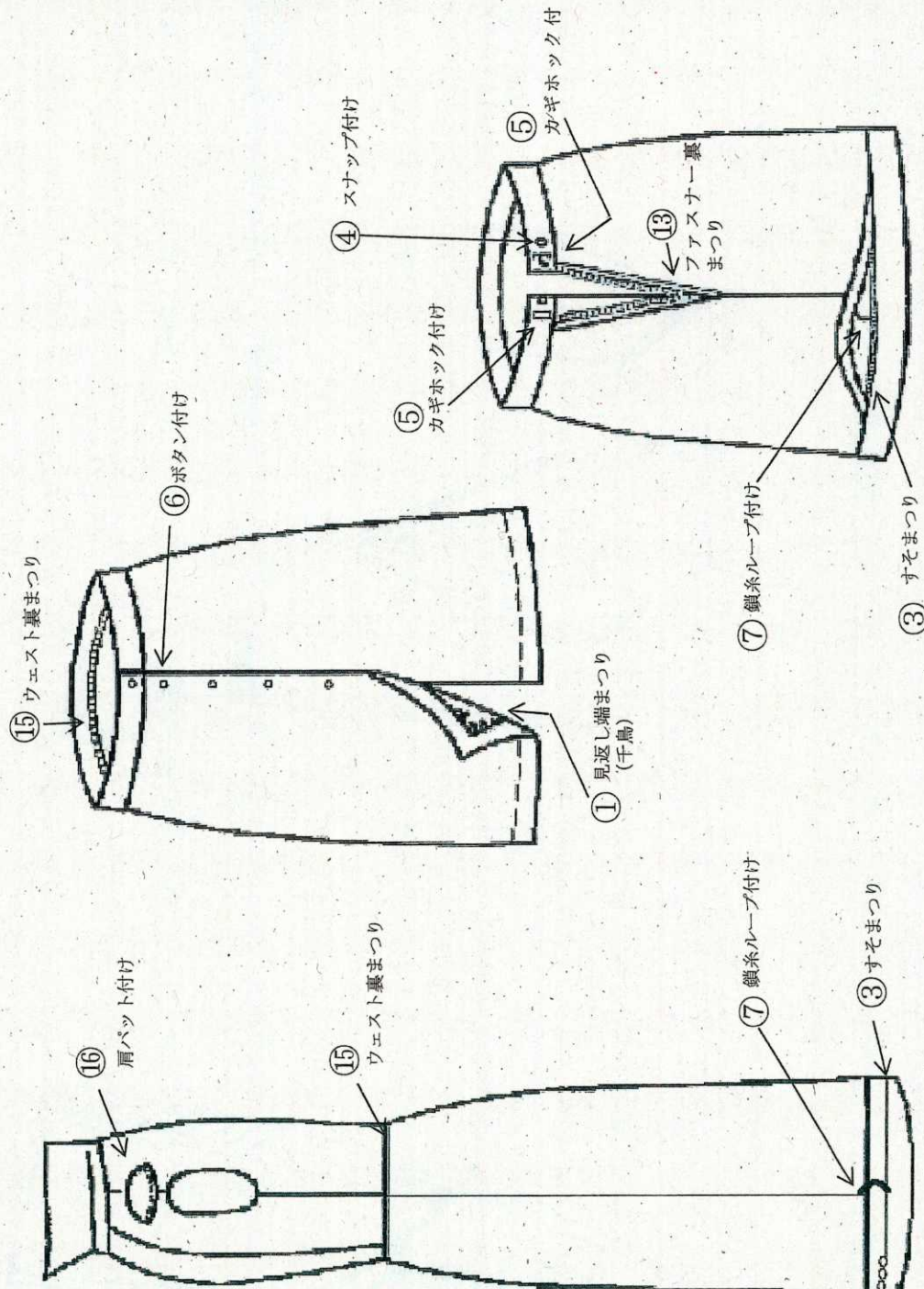
当初発効年月日	昭和49年12月16日	改正発効年月日	平成21年4月1日
1 適用する 家内労働者	東京都の区域内で婦人既製洋服製造業に係るワンピース、ジャケット、コート、スカート又はパンツ(スラックス)のまとめの業務に従事する家内労働者		
2 適用する委託者	前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者		
3 第1号の家内労働者に係る最低工賃額	次の表の左欄に掲げる工程欄及び中欄に掲げる規格の区分に応じ、右欄に掲げる金額		
工 程	規 格	金 額	
身返し端まつり(千鳥)	針目が3センチメートル間隔に5針以上	1か所につき	13円
身返し星入れ	針目が3センチメートル間隔に3針以上	10センチメートルにつき	15円
すそまつり	針目が3センチメートル間隔に4針以上	20センチメートルにつき	16円
スナップ付け	1センチメートル型	1組につき	17円
かぎホック付け	ウエスト用、前かん	1組につき	22円
	ウエスト用以外、小、2つ穴	1組につき	19円
ボタン付け	18ミリメートル以下、2つ穴、 糸足つき	根巻き2～3回	1個につき 8円
		根巻き4回以上	1個につき 10円
	20ミリメートル以上、4つ穴、 糸足つき	根巻き2～3回	1個につき 9円
		根巻き4回以上	1個につき 11円
	2つ穴、カボタンつき	1個につき	14円
鎖糸ループ付け	糸ループの長さ3センチメートル	1か所につき	8円
	糸ループの長さ5センチメートル	1か所につき	12円
ベント止め又はプリーツしつけ	×印しつけ止め	1か所につき	9円
そで付け裏まつり	針目が3センチメートル間隔に7針以上	10センチメートルにつき	16円
そで口裏まつり		10センチメートルにつき	15円
ファスナー裏まつり		10センチメートルにつき	15円
襟付けまつり		10センチメートルにつき	14円
ウエスト裏まつり		20センチメートルにつき	18円
肩パット付け		内パット	1組(1着分)につき
	外パット	1組(1着分)につき	40円
カフス付け	カフスカバーまつり、かんぬき止め	1着分につき	48円
襟 付 け	襟カバーまつり、かんぬき止め	1枚につき	24円
バックル付け	ベルトの幅が5センチメートルのもの	1個につき	12円

既製洋服まとめ作業工程説明図

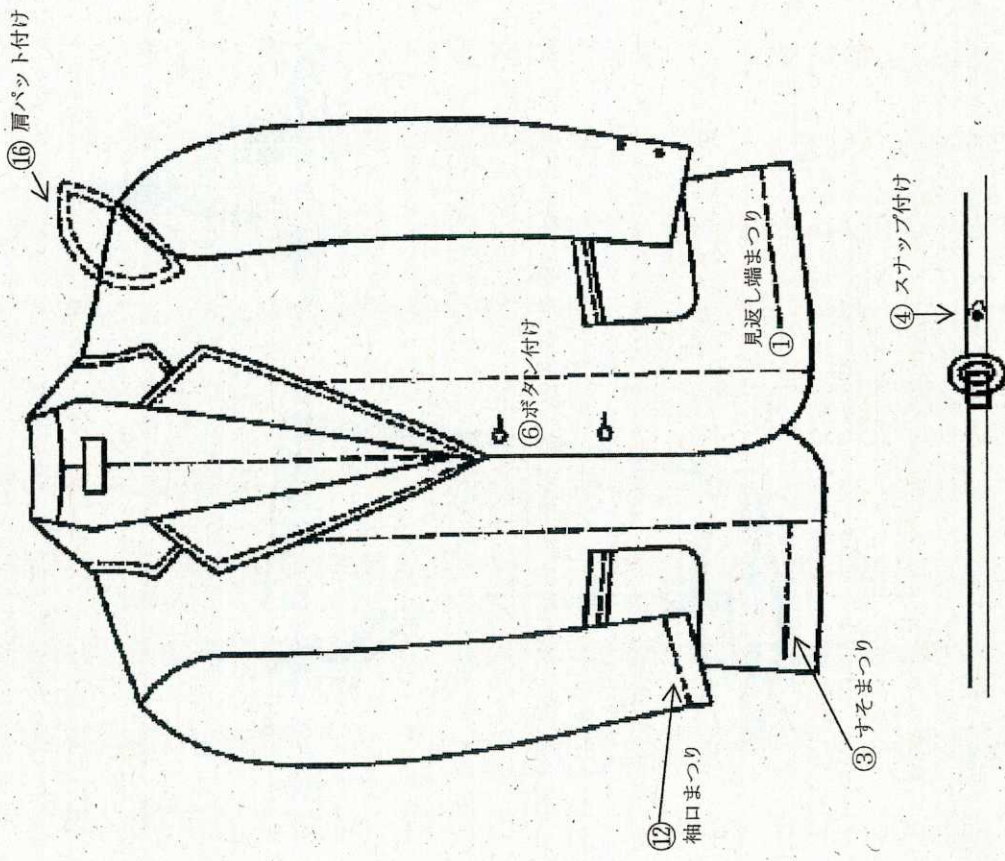
ワンピース



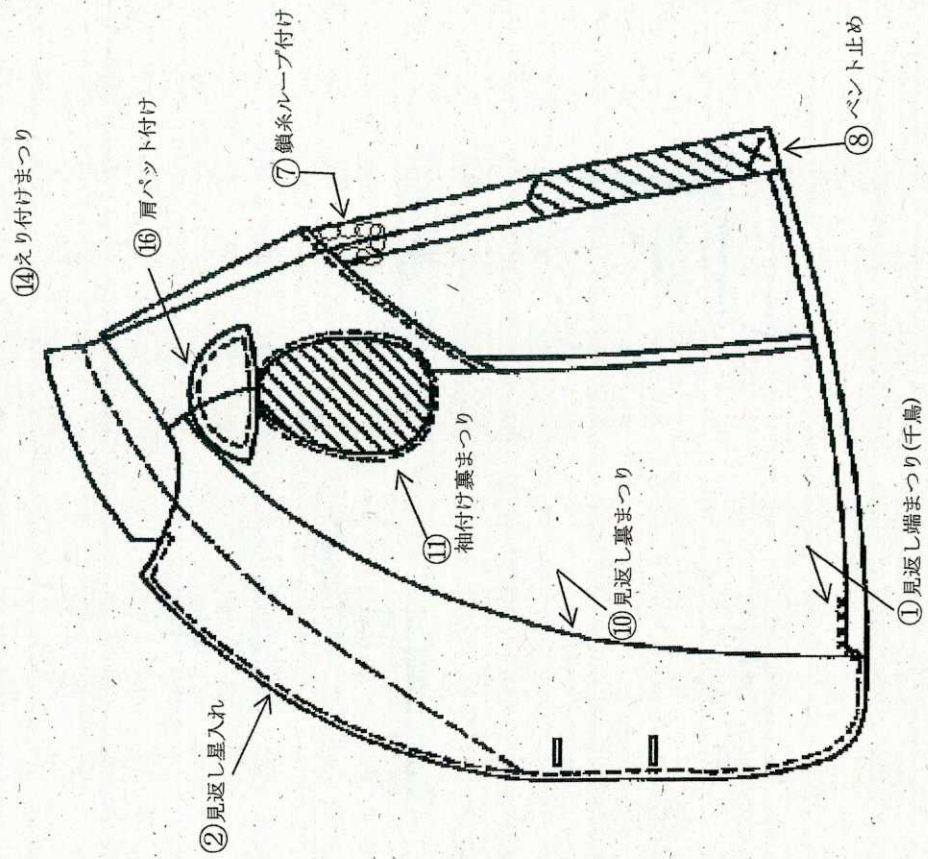
スカート



ブレザーコート 表面



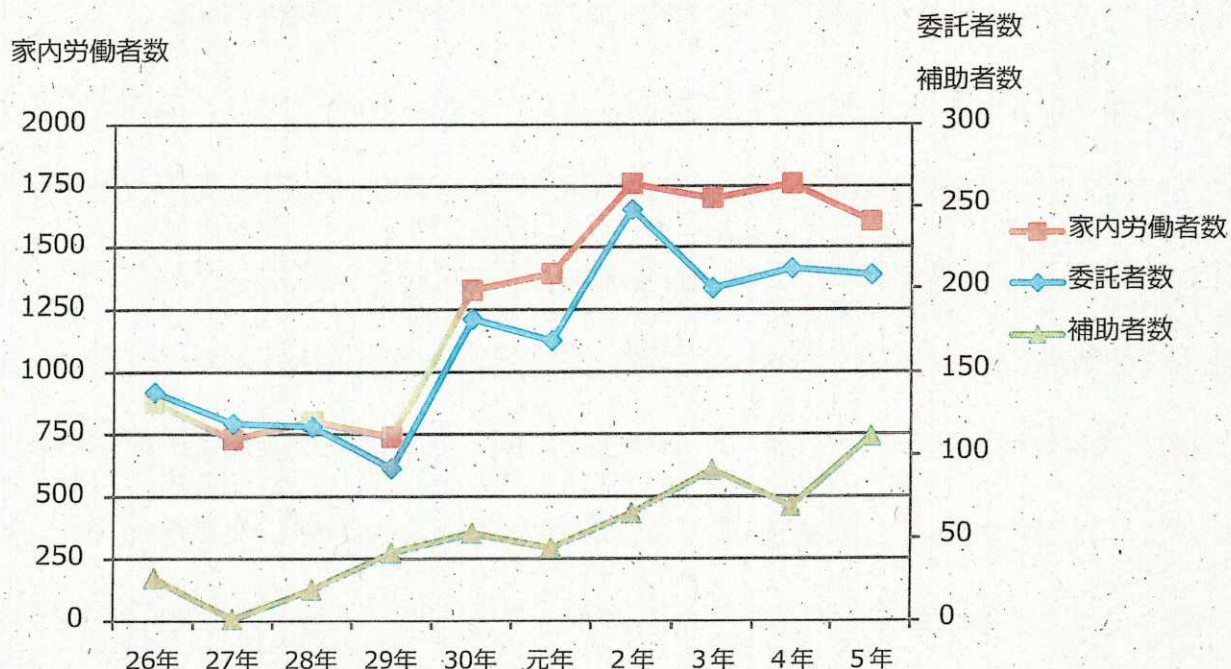
ブレザーコート 裏面



繊維工業における委託者数及び家内労働者数等の推移

年	委託者数	家内労働者数	補助者数
平成26年度	138	877	26
平成27年度	119	729	1
平成28年度	117	800	19
平成29年度	100	787	41
平成30年度	182	1325	53
令和元年度	169	1391	44
令和2年度	248	1759	65
令和3年度	200	1699	91
令和4年度	212	1759	69
令和5年度	208	1603	111

繊維工業における委託者数及び家内労働者数等の推移



※資料出典：東京労働局労働基準部賃金課「東京における家内労働の概況」

各種統計

「東京の中小企業の現状（製造業編）」の要約

東京都が発表している「令和3年度 東京の中小企業の現状（製造業編）」について、以下のとおり要約した。

1 全国における都内製造業の位置づけ

最新の製造業の全事業所に関する調査である総務省・経済産業省「平成28年経済センサス-活動調査製造業（産業編）」と東京都「2016 東京の工業 経済センサス-活動調査（平成27年工業統計総統集計結果）」を用いて分析を行ったもの。

(1) 都内製造業の概要

都内製造業についての各項目の全国比は、事業所数は27,142所で7.6%、従業者数は296,132人で3.8%、製造品出荷額等では2.7%、付加価値額では3.4%である。

都内製造業の1事業所当たりの従業者数、全国の21.8人と比較すると、従業者数では0.50、製造品出荷額等では0.36、付加価値額では0.45となっている。

都内製造業の従業者1人当たりの製造品出荷額等は2,886万円で、全国の4,050万円と比較すると0.71となり、付加価値額は1,142万円で、全国の1,271万円と比較すると、0.90となっている。

「図表 I-2-1 都内製造業の概要」

「図表 I-2-3 1事業所当たりの従業者数・製造品出荷額等・付加価値額」

「図表 I-2-4 従業者1人当たりの製造品出荷額等・付加価値額」

(2) 都内製造業の変化

都内製造業に係る推移について、事業所数（従業者4人以上）は2002年には全国3位であったが、2016年に埼玉を下回り、2019年には9,887所で全国4位となり、従業者数（従業者4人以上）、製造品出荷額等（従業者4人以上）及び付加価値額（従業者4人以上）はともに2002年以降減少傾向が続き、2019年には従業者数は245,851人で全国8位、製造品出荷額等は71,608億円で全国16位、付加価値額は28,161億円で全国13位となった。

「図表 I-2-8 上位5都府県の製造業事業所数の推移（従業者4人以上）」

「図表 I-2-9 上位3府県と東京都の従業者数の推移（従業者4人以上）」

「図表 I-2-10 上位3県と東京都の製造品出荷額等の推移（従業者4人以上）」

「図表 I-2-11 上位3府県と東京都の付加価値額の推移（従業者4人以上）」

2 都内製造業における「衣料・身の回り品製造業」の特徴

都内製造業10,000企業を対象として、2021年7月にアンケートを実施したもの。有効回収率は29.6%である。

(1) 従業者規模

従業者規模別でみると、都内製造業全体では、全従業者数（役員含む）「1~3人」は45.7%、「4~9人」は26.7%と、9人以下が72.4%である。このうち、婦人既製洋服製造業を含む衣料・身の回り品製造業（日本標準産業分類による分類で、繊維工業及びなめし革・同製品・毛皮製造業であるもの）では、「1~3人」は

63.7%、「4~9人」は21.7%と、9人以下が85.4%となっている。

「図表Ⅱ-1-4 従業者規模」

(2) 従業者の平均年齢

ア 業種別

全従業者の平均年齢は、「50歳代」が32.4%で最も高く、次いで「40歳代」が22.8%、「60歳代」が21.3%、「70歳以上」が13.6%となっている。衣料・身の回り品製造業は、「70歳以上」が27.4%と3割程度を占めている。

イ 従業者規模別

従業者規模別にみた場合、従業者規模が大きくなるほど、「40歳未満」が高くなる傾向がみられる。

「図表Ⅱ-1-5 全従業者の平均年齢」

(3) 経営者の年齢

ア 業種別

経営者の年齢については、製造業全体で「70歳以上」が36.2%で最も高く、「50歳代」が24.9%、「60歳代」が24.6%の順となっており、衣料・身の回り品製造業は、「70歳以上」が46.0%となっている。

イ 従業者規模別

従業者規模別にみた場合、従業者規模が小さくなるほど「70歳以上」が高くなる傾向がみられる。

「図表Ⅱ-1-7 経営者の年齢」

(4) 事業継続の意向

ア 業種別

今後の事業継続の意向は、「事業を続けたい」が54.6%と最も高く、業種別にみた場合、他の業種に比べて衣料・身の回り品製造業の「廃業の予定」が24.8%と高くなっている。

イ 従業者規模別

従業者規模別にみた場合、他の従業者規模に比べて「1~3人」と回答した企業は「わからない・まだ決めていない」が33.3%、「廃業の予定」が32.1%と高くなっている。

「図表Ⅱ-1-16 事業継続の意向」

(5) 売上高

ア 業種別（直近決算）

直近の決算での年間売上高は、製造業全体で「1~3千万円未満」が21.6%と最も高くなっている。業別にみた場合、衣料・身の回り品製造業は「500万円未満」が28.8%と他の業種に比べて高くなっている。

イ 従業者規模別（直近決算）

従業者規模別にみた場合、「1~3人」と回答した企業は「500万円未満」が3割を超え、100人以上と回答した企業は「25億円以上」が6割程度を占める。

ウ 業種別（3年前比）

3年前と比較した売上高の変化は、都内製造業全体で「大幅（20%以上）減少」が42.2%と最も高く、業種別にみた場合、衣料・身の回り品製造業で「大幅

「(20%) 減少」及び「やや (20%未満)」をあわせた『減少』が79.9%と約8割と他の業種に比べ高くなっている。

エ 従業者規模別 (3年前比)

従業者規模別にみた場合、従業者規模が小さくなるほど『減少』が高くなる傾向がみられ、「1~3人」と回答した企業は『減少』が74.2%となっている。

「図表Ⅱ-2-1 直近の年間売上高」

「図表Ⅱ-2-2 3年前と比較した年間売上高の変化」

図表 I-2-1 都内製造業の概要

	東京都	全国	全国シェア	順位
事業所数	27,142 所	356,752 所	7.6%	3 位
従業者数	296,132 人	7,773,314 人	3.8%	7 位
製造品出荷額等	8,545,216 百万円	314,783,174 百万円	2.7%	14 位
付加価値額	3,381,912 百万円	98,836,280 百万円	3.4%	8 位

資料：東京都（2018）「2016 東京の工業 経済センサスー活動調査（平成 27 年工業統計相当集計結果）付表」及び
総務省 経済産業省（2018）「平成 28 年経済センサスー活動調査 製造業（産業編）」より作成。

図表 I-2-3 1 事業所当たりの従業者数・製造品出荷額等・付加価値額

	東京都	全国	都/全国
従業員数	10.9 人	21.8 人	0.50
製造品出荷額等	315 百万円	882 百万円	0.36
付加価値額	125 百万円	277 百万円	0.45

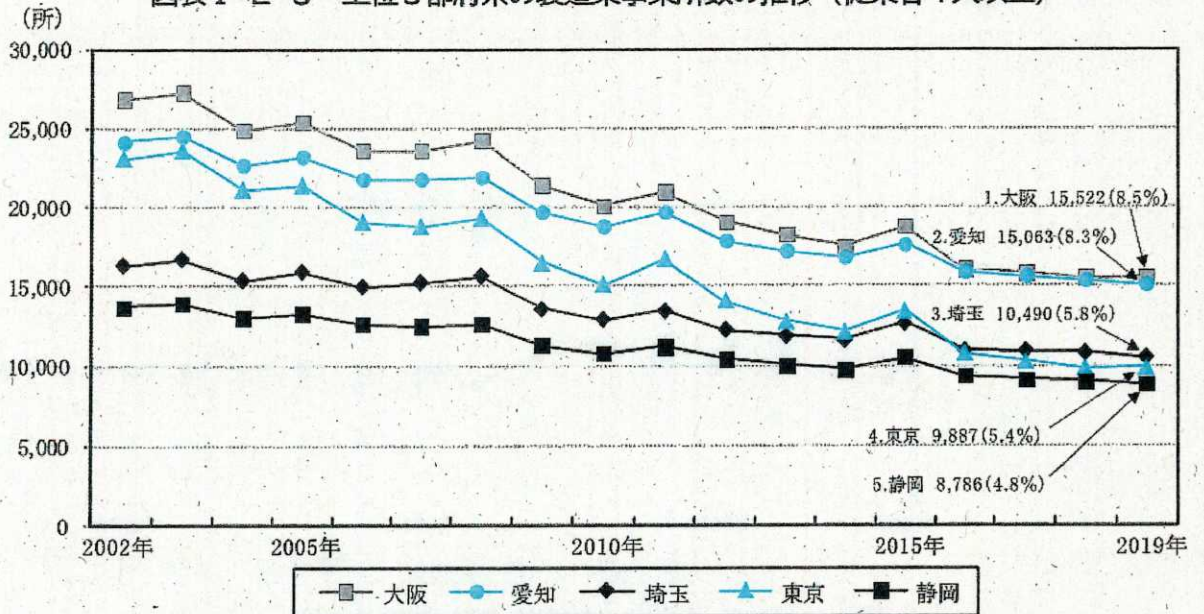
資料：東京都（2018）「2016 東京の工業 経済センサスー活動調査（平成 27 年工業統計相当集計結果）」及び
総務省 経済産業省（2018）「平成 28 年経済センサスー活動調査 製造業（産業編）」より作成。

図表 I-2-4 従業者 1 人当たりの製造品出荷額等・付加価値額

	東京都	全国	都/全国
製造品出荷額等	2,886 万円	4,050 万円	0.71
付加価値額	1,142 万円	1,271 万円	0.90

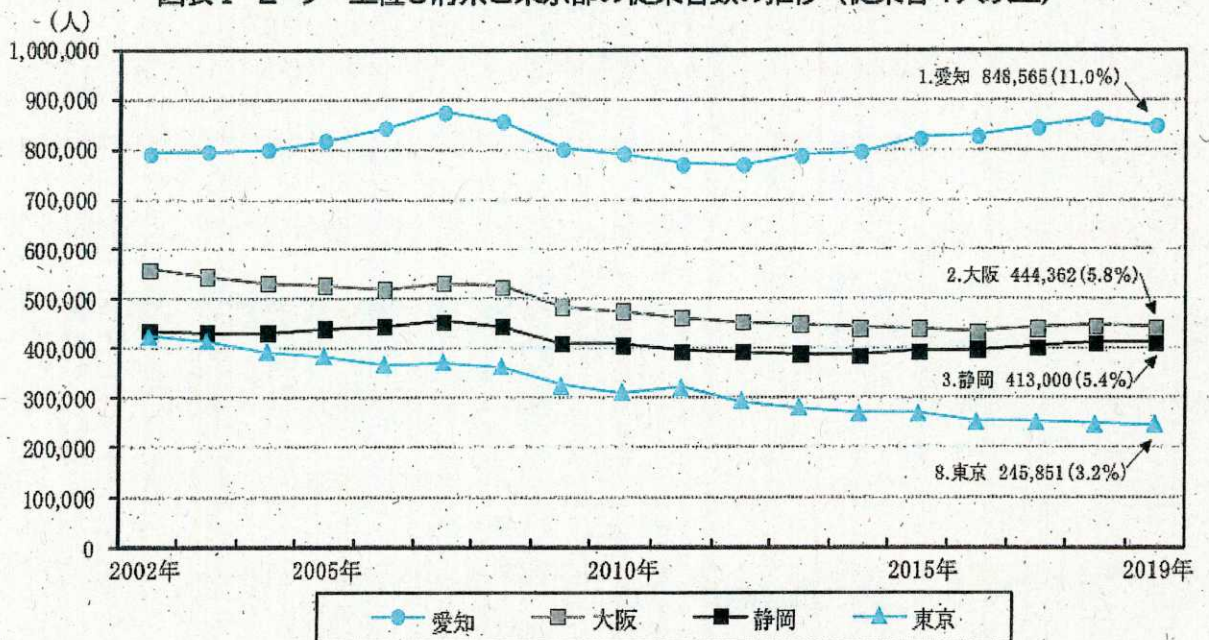
資料：東京都（2018）「2016 東京の工業 経済センサスー活動調査（平成 27 年工業統計相当集計結果）」及び
総務省 経済産業省（2018）「平成 28 年経済センサスー活動調査 製造業（産業編）」より作成。

図表 I-2-8 上位5都府県の製造業事業所数の推移 (従業員4人以上)



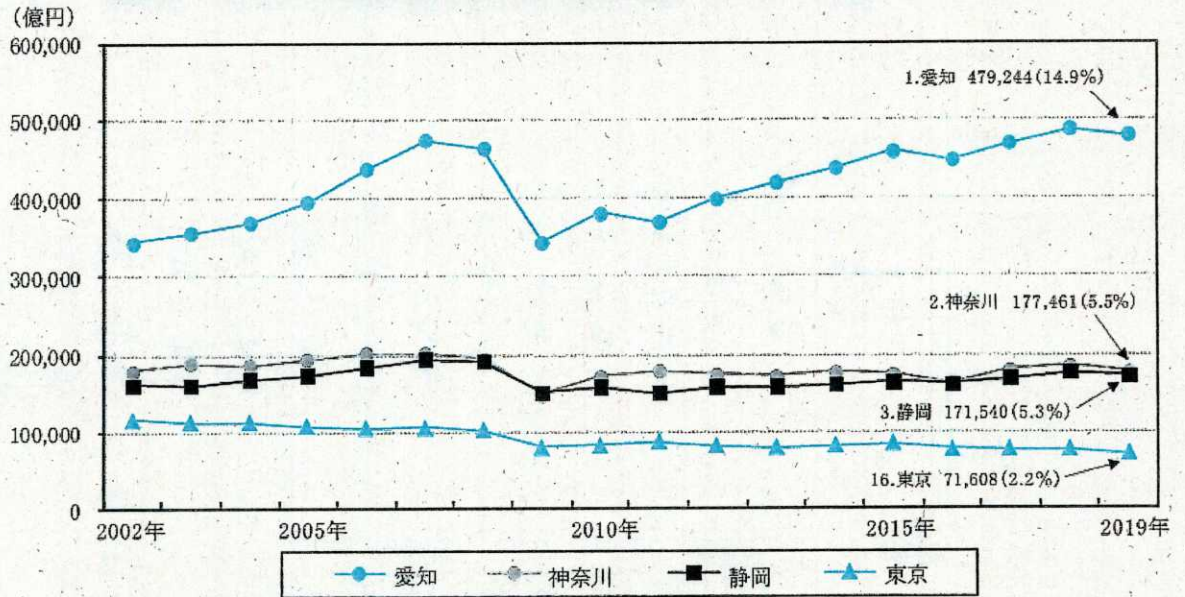
(注) () 内は全国に対する比率。年次により調査期日、調査方法等に違いがあるため、比較には注意が必要である。
資料：経済産業省「工業統計調査」より作成。

図表 I-2-9 上位3府県と東京都の従業者数の推移 (従業員4人以上)



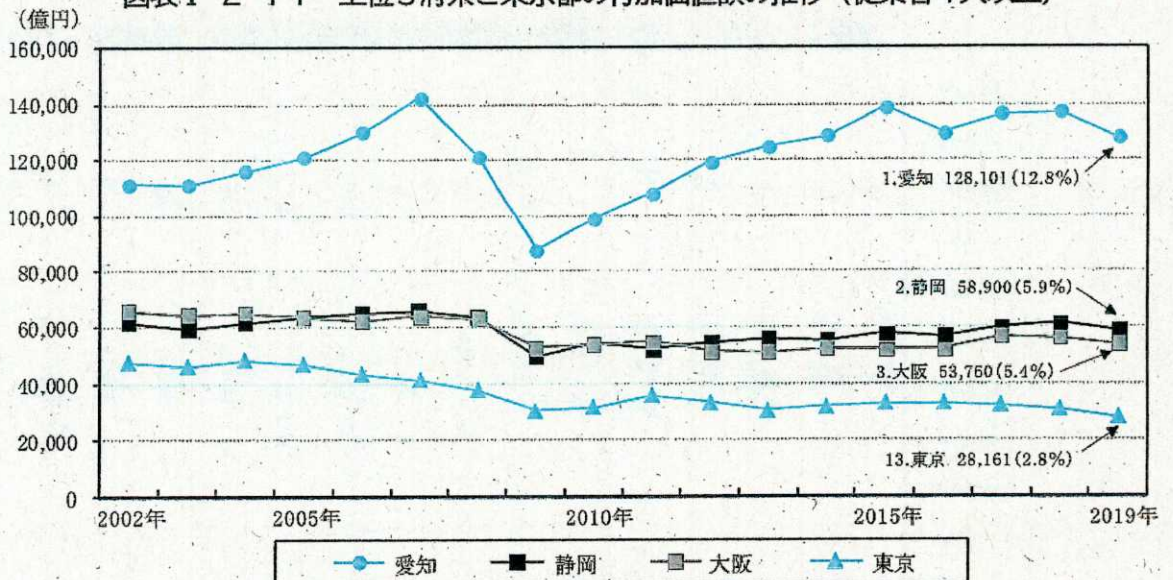
(注) () 内は全国に対する比率。年次により調査期日、調査方法等に違いがあるため、比較には注意が必要である。
資料：経済産業省「工業統計調査」より作成。

図表 I-2-10 上位3県と東京都の製造品出荷額等の推移（従業者4人以上）



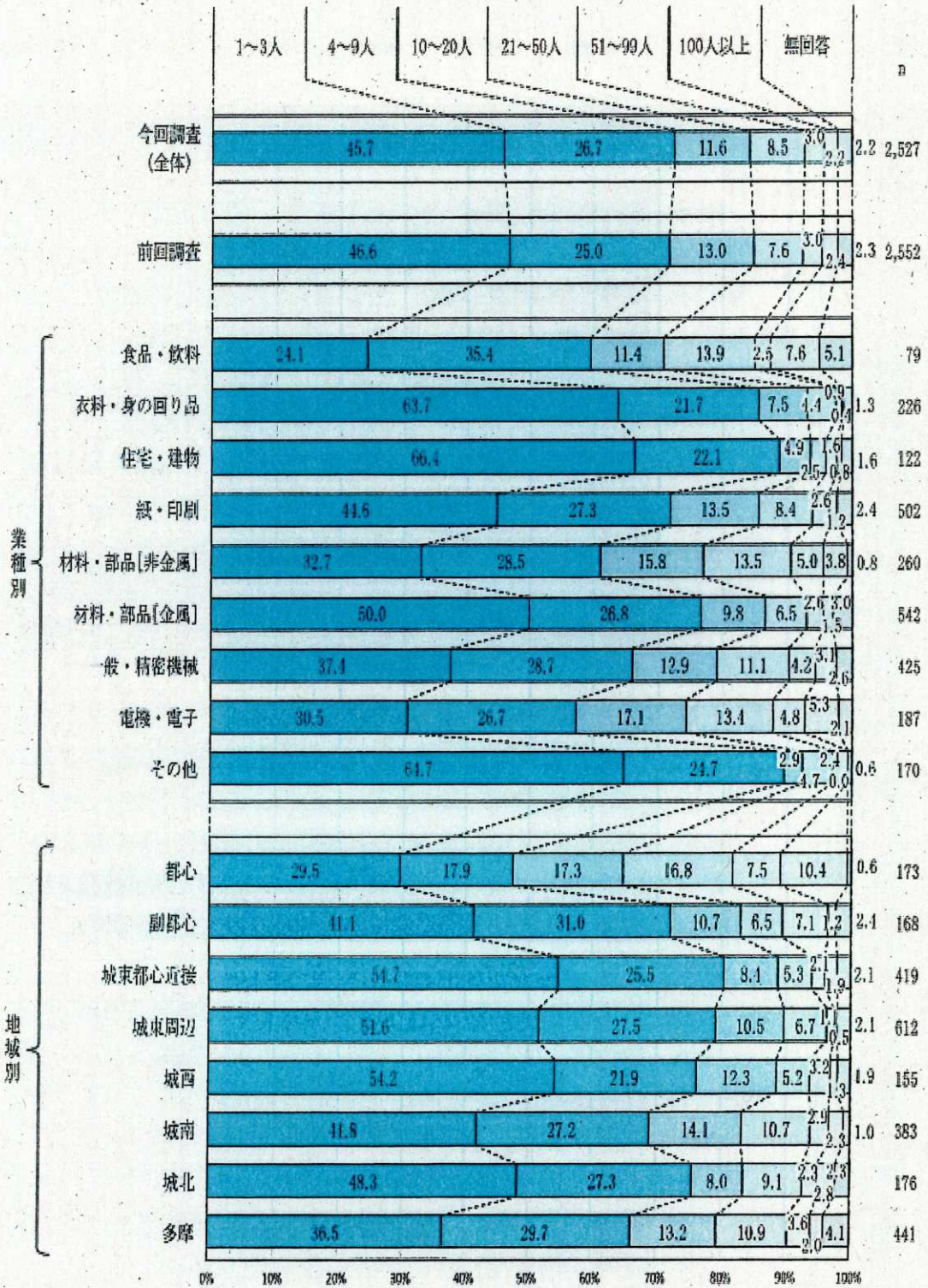
(注) ()内は全国に対する比率。年次により調査期日、調査方法等に違いがあるため、比較には注意が必要である。
資料：経済産業省「工業統計調査」より作成。

図表 I-2-11 上位3府県と東京都の付加価値額の推移（従業者4人以上）

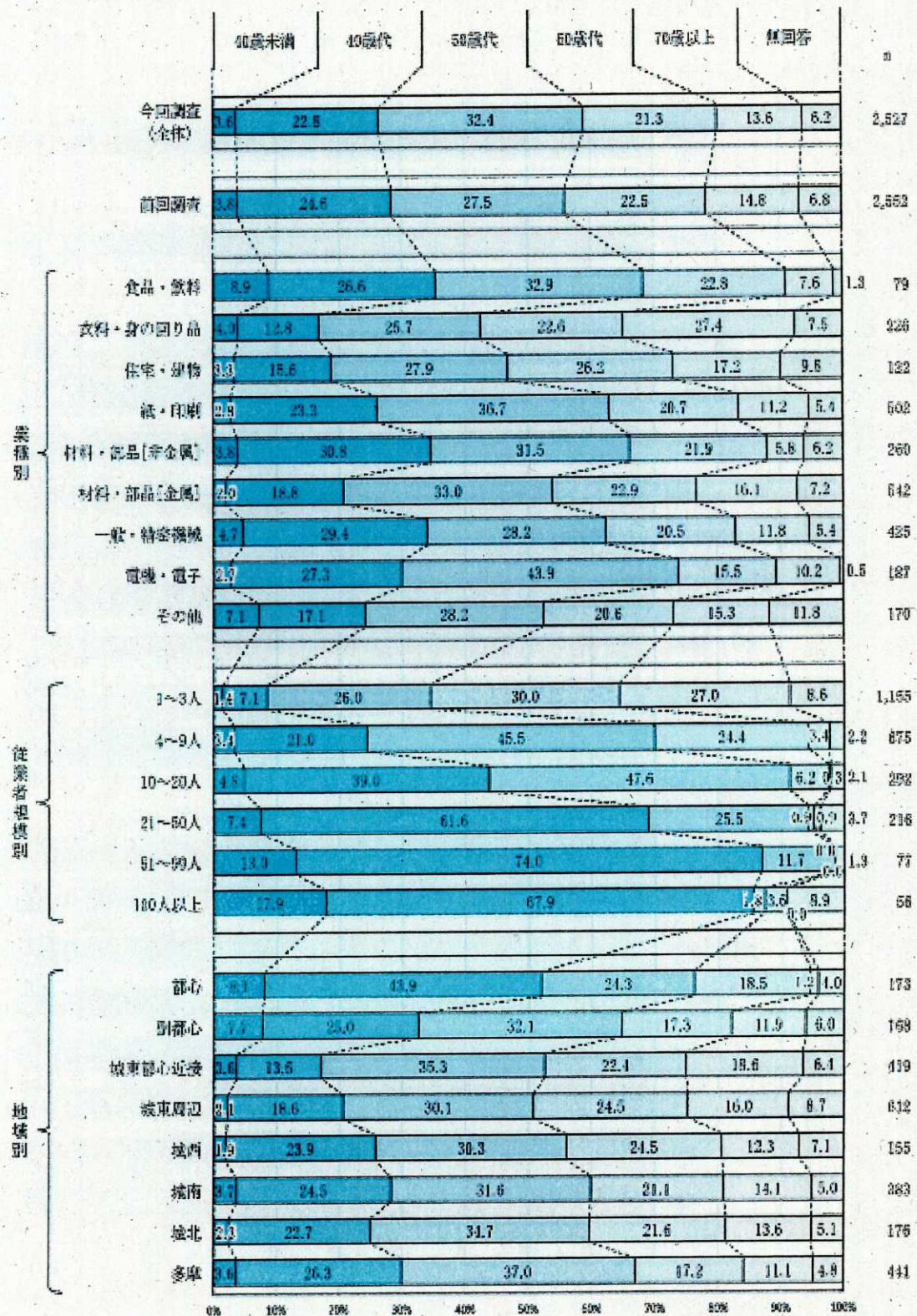


(注) ()内は全国に対する比率。年次により調査期日、調査方法等に違いがあるため、比較には注意が必要である。
資料：経済産業省「工業統計調査」より作成。

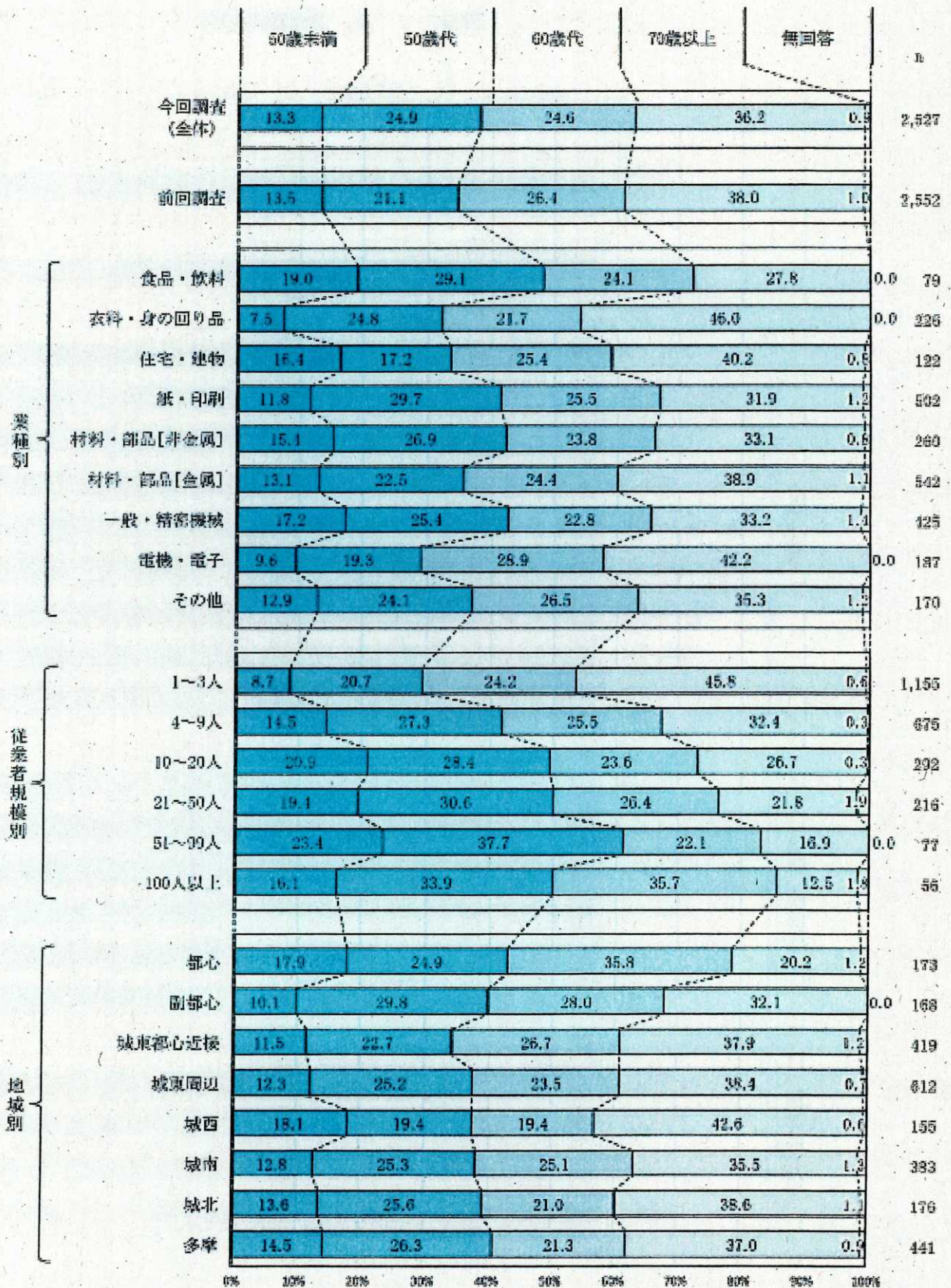
図表Ⅱ-1-4 従業者規模



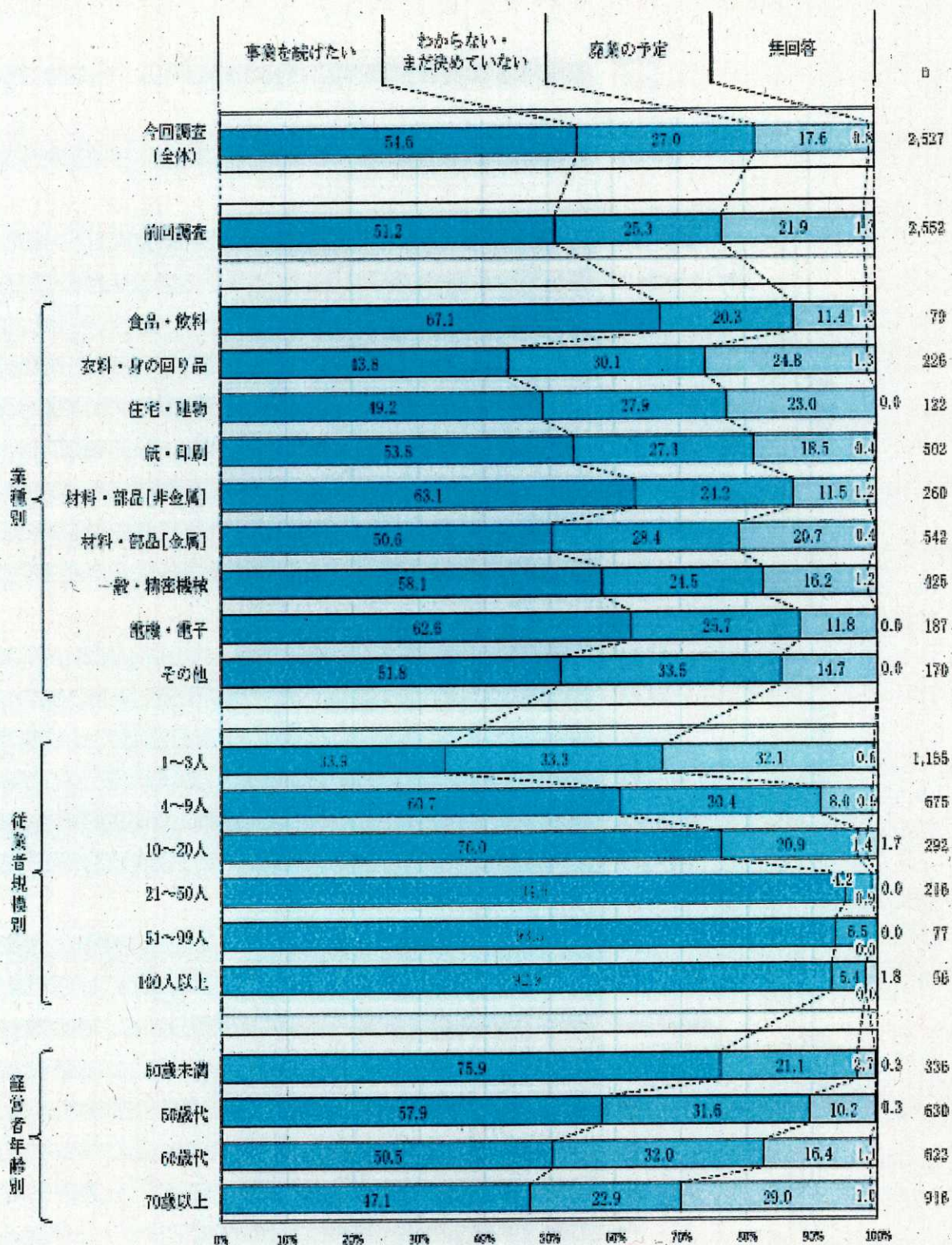
図表Ⅱ-1-5 全従業員の平均年齢



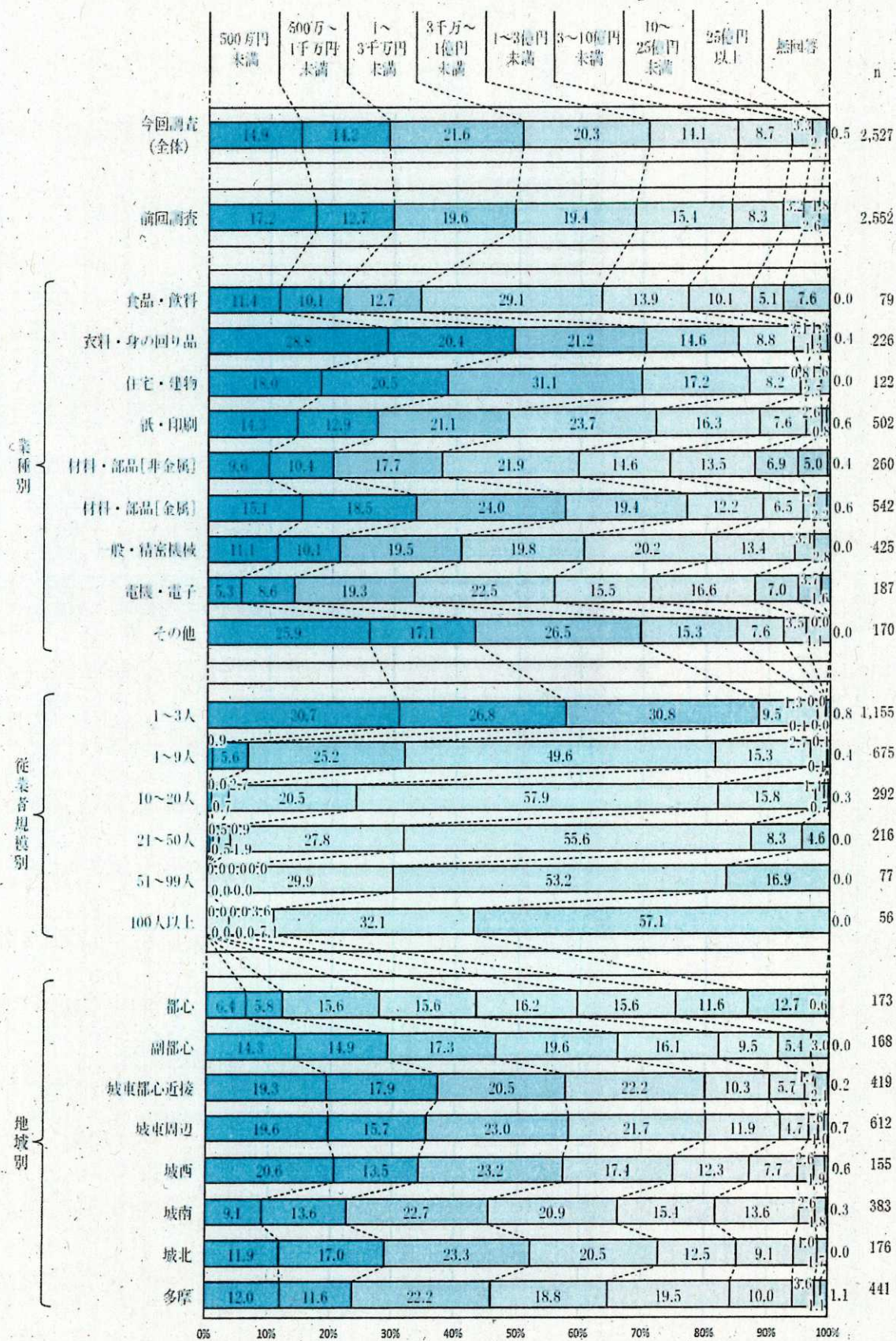
図表Ⅱ-1-7 経営者の年齢



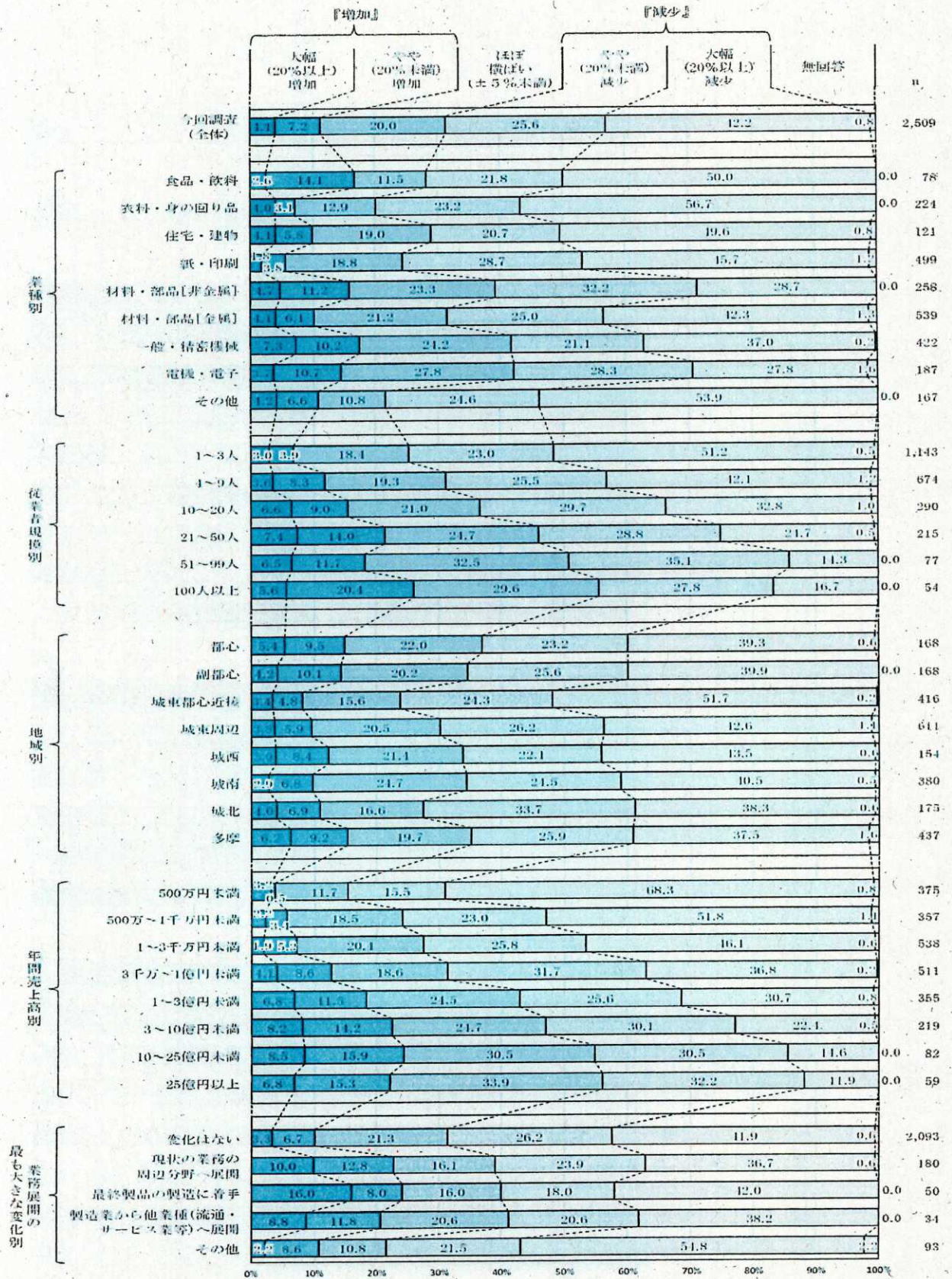
図表Ⅱ-1-16 事業継続の意向



図表Ⅱ-2-1 直近の年間売上高

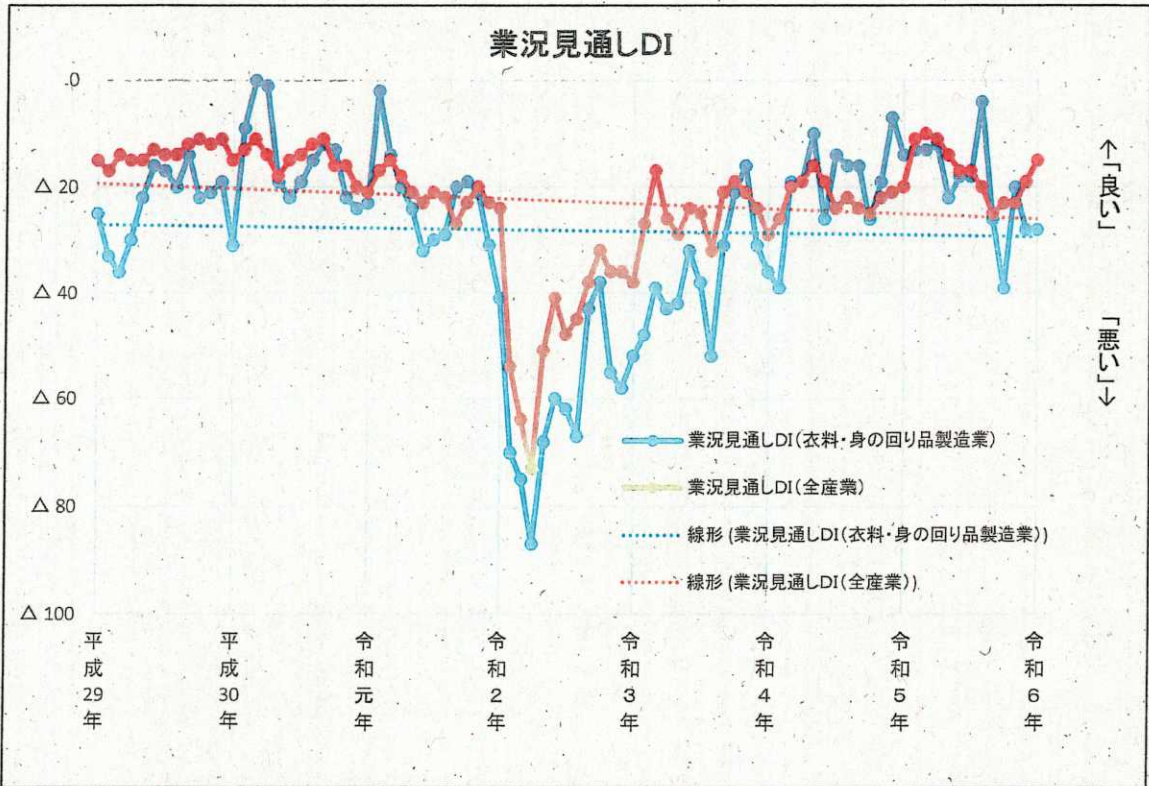
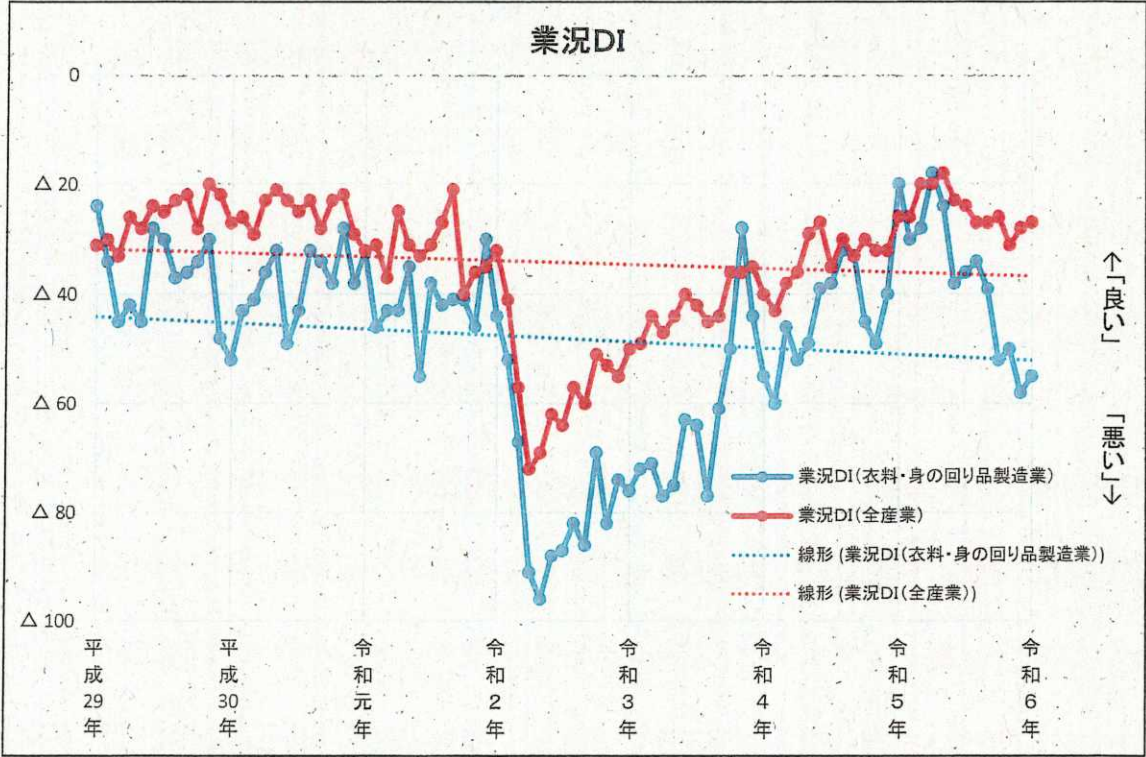


図表Ⅱ-2-2 3年前と比較した年間売上高の変化



(注) 創業から3年以内の企業を除く。

東京都中小企業の景況(業況DI・業況見通しDI)の推移

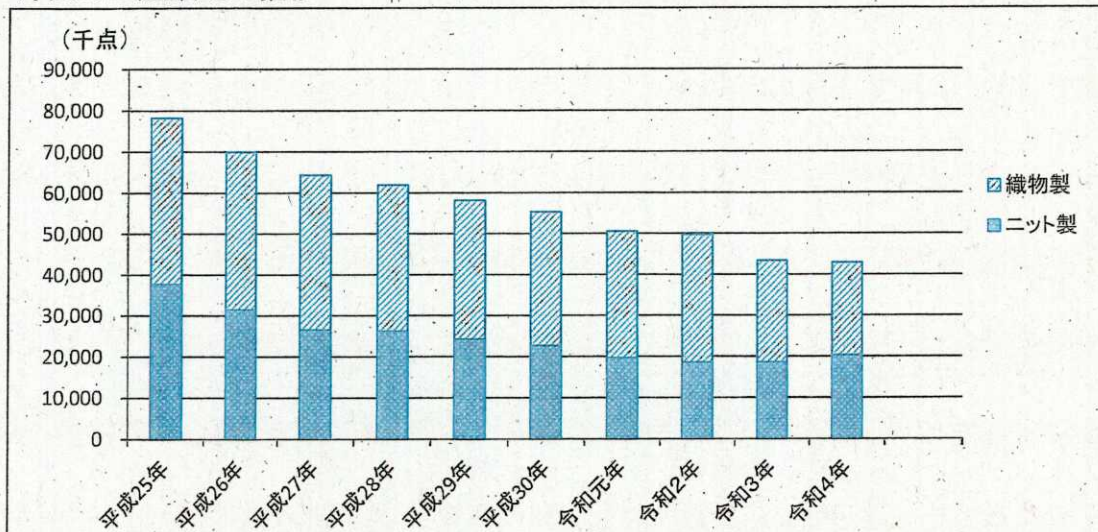


資料出典：東京都産業労働局「東京都中小企業の景況」

※ 都内の約3,800社の中小企業を対象に、景気動向(業況、売上額、在庫等)を調査し、公表を行っているもの。
 ※ DI(Diffusion Index: 景況判断指数)指数(%)の算出方法は次のとおりである。
 $DI = (X - Z) / (X + Y + Z) \times 100$
 X:「良い」「増加」「上昇」等の回答企業数
 Y:「普通」「ほぼ同様」等の回答企業数
 Z:「悪い」「減少」「低下」等の回答企業数
 従って、DIのプラスは景況の好転(売上高の増加等)、マイナスは景況の悪化(売上高の減少等)を表している。
 ※ 業況見通しは、「当月に比べ」た今後3か月間の業況の見通し。

外衣の生産数量、衣類の輸入額及び輸入量の推移

外衣の生産数量の推移



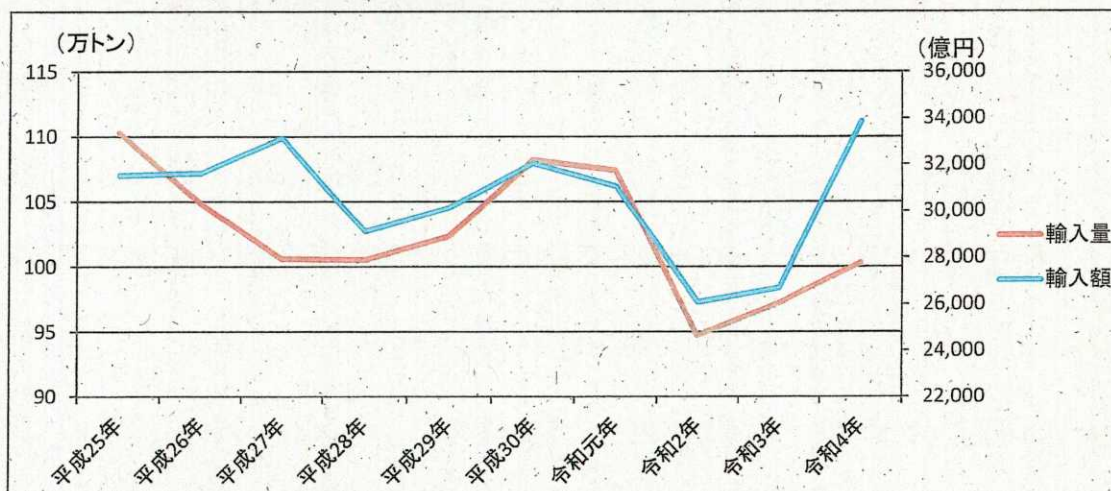
	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
ニット製 (千点)	37,673	31,428	26,556	26,219	24,249	22,712	19,622	18,526	18,505	20,326
織物製 (千点)	40,557	38,495	37,742	35,633	33,889	32,588	30,895	31,118	24,846	22,581
合計 (千点)	78,230	69,924	64,298	61,852	58,138	55,301	50,516	49,644	43,351	42,907

資料出典：経済産業省HP「生産動態統計年報 繊維・生活用品統計編」

※単位未満を四捨五入しているため、内訳の積み上げと合計値が合わない場合もある。

※公表方法の変更のため、令和元年より、東京労働局において月の値を集計し、年の値としたもの。

衣類の輸入額及び輸入量の推移



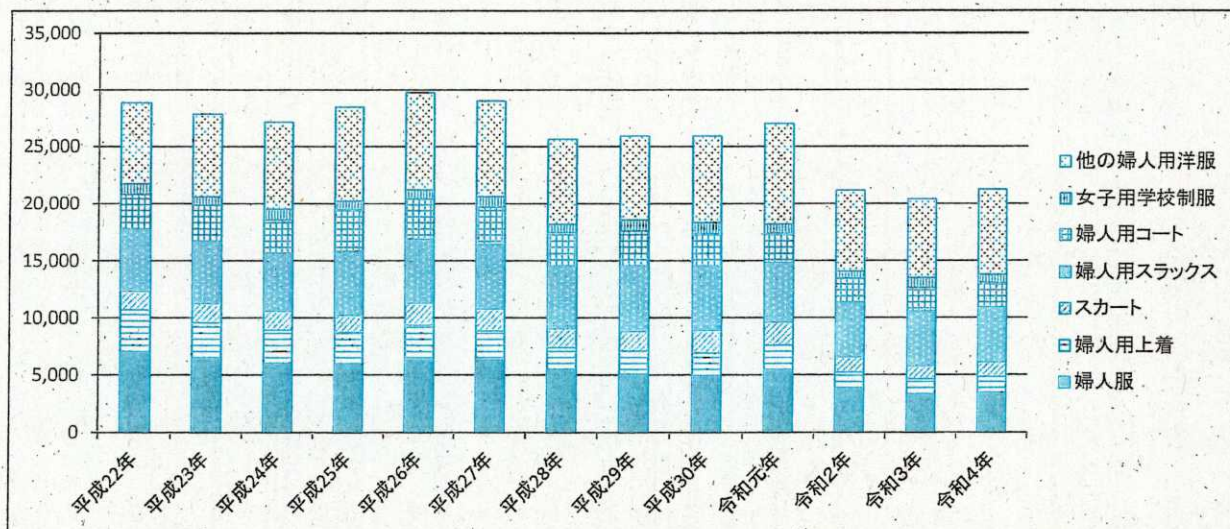
	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
輸入額 (億円)	31,533	31,634	33,133	29,100	30,139	32,058	31,080	26,084	26,689	33,870
輸入量 (万トン)	110.3	104.8	100.6	100.5	102.3	108.2	107.4	94.7	97.2	100.3

資料出典：日本繊維輸入組合HP「衣類輸入状況」

家計調査－1世帯当たりの婦人用洋服年間支出金額の推移

	婦人用洋服								消費支出	女子用学校制服を除く支出額	年間支出に占める比 (女子用学校制服を除く)
	婦人服	婦人用上着	スカート	婦人用スラックス	婦人用コート	女子用学校制服	他の婦人用洋服				
平成22年	28,864	7,055	3,642	1,658	5,361	3,106	946	7,096	3,027,938	27,918	0.92%
平成23年	27,853	6,448	3,153	1,634	5,410	3,210	744	7,253	2,966,673	27,108	0.91%
平成24年	27,165	6,046	2,932	1,621	5,099	2,865	938	7,663	2,971,816	26,226	0.88%
平成25年	28,502	5,982	2,762	1,528	5,568	3,609	777	8,276	3,018,910	27,725	0.92%
平成26年	29,778	6,381	3,006	1,926	5,545	3,587	798	8,535	3,017,778	28,980	0.96%
平成27年	29,040	6,350	2,534	1,923	5,594	3,280	946	8,412	2,965,515	28,093	0.95%
平成28年	25,623	5,494	1,930	1,663	5,396	2,935	729	7,476	2,909,095	24,894	0.86%
平成29年	25,917	5,056	2,071	1,697	5,655	3,094	939	7,404	2,921,476	24,977	0.85%
平成30年	25,926	4,949	2,007	1,994	5,464	2,917	974	7,621	2,956,782	24,952	0.84%
令和元年	27,001	5,407	2,219	2,010	5,213	2,499	810	8,844	2,996,452	26,192	0.87%
令和2年	21,204	3,814	1,424	1,387	4,645	2,197	607	7,131	2,802,811	20,598	0.73%
令和3年	20,411	3,304	1,346	1,156	4,750	2,107	848	6,900	2,821,442	19,563	0.69%
令和4年	21,278	3,476	1,370	1,305	4,764	2,167	730	7,465	2,930,777	20,547	0.70%

(単位:円)

資料出典:総務省
「家計調査」※金額は総世帯の
平均(単位:円)※年間支出に占める
比は東京労働局が算
出したもの

毎月勤労統計調査結果の推移 (製造業)

「きまって支給する給与」の年平均額 地方調査結果:東京都

(1) 調査産業計

	事業所規模 5人以上	事業所規模 30人以上
	きまって支給する給与	きまって支給する給与
平成27年	326,216円	358,963円
平成28年	326,130円	357,892円
平成29年	327,748円	359,255円
平成30年	327,195円	361,009円
令和元年	328,799円	361,562円
令和2年	327,112円	358,390円
令和3年	331,358円	363,963円
令和4年	336,842円	374,089円

(2) 製造業

	事業所規模 5人以上	事業所規模 30人以上
	きまって支給する給与	きまって支給する給与
平成27年	391,470円	416,075円
平成28年	393,138円	415,245円
平成29年	398,011円	419,845円
平成30年	393,950円	420,378円
令和元年	392,977円	423,050円
令和2年	389,086円	409,294円
令和3年	391,807円	413,521円
令和4年	384,714円	415,209円

資料出典:東京都HP「東京都の賃金、労働時間及び雇用の動き」

※平成30年以降は大分類のみの公表となっている。

東京都繊維工業製造事業所数及び従業員数（従業員4人以上）の推移

対象年	事業所数		従業員数						
	製造業		製造業			繊維工業			
	総数	繊維工業	総数	個人事業主及び無給家族従事者	常用労働者	製造業に占める割合	総数	個人事業主及び無給家族従事者	常用労働者
平成28年	10,789	416	252,315	449	254,717	1.8%	4,610	48	4,570
平成29年	10,322	380	251,310	409	254,092	1.7%	4,347	48	4,302
平成30年	9,870	363	246,895	362	249,899	1.7%	4,206	44	4,167
令和元年	9,887	365	245,851	348	248,811	1.7%	4,148	43	4,122

資料出典：東京都HP 東京都の統計「東京の工業 工業統計調査」

※「工業統計調査」は、従業員4人以上の事業所が調査対象である。

※従業員とは個人事業主及び無給家族従業員、常用労働者並びに臨時雇用者をいうが、本統計の従業員数は臨時雇用者及び送出者を除いたもの。

※従業員数の総数は送出者を除くため、常用労働者数と個人事業主及び無給家族従事者の合計と一致しない。

※送出者とは、個人事業主及無給家族従業員並びに臨時雇用者並びに臨時雇用の事業所で働いている者、在籍出向など事業所に籍を置いたまま、他企業など別経営の事業所で働いている者。

※製造業に占める割合は東京労働局が算出したもの。

※「工業統計調査」は令和元年調査をもって中止となっている。

東京都繊維工業製造業現金給与総額・原材料使用額等・製品出荷額等・付加価値額(従業者4人以上)の推移

対象年	現金給与総額			原材料使用額等			製造品出荷額等			付加価値額 (29人以下は粗付加価値額)		
	製造業全体 (万円)	繊維工業製造業		製造業全体 (万円)	繊維工業製造業		製造業全体 (万円)	繊維工業製造業		製造業全体 (万円)	繊維工業製造業	
		製造業に占める割合	金額(万円)		製造業に占める割合	金額(万円)		製造業に占める割合	金額(万円)		製造業に占める割合	金額(万円)
平成28年	118,607,886	1.1%	1,280,332	412,015,690	0.7%	2,691,965	778,488,531	0.7%	5,275,372	330,509,343	0.7%	2,385,018
平成29年	114,874,501	1.1%	1,262,256	410,310,281	0.7%	2,710,501	762,831,766	0.7%	5,154,125	321,445,700	0.7%	2,259,016
平成30年	118,752,499	1.1%	1,259,741	420,221,692	0.7%	2,861,151	757,766,947	0.7%	5,271,178	307,429,056	0.7%	2,221,811
令和元年	119,096,804	1.0%	1,249,111	403,046,338	0.7%	2,960,791	716,075,539	0.8%	5,447,129	281,606,971	0.8%	2,287,312

資料出典：東京都HP 東京都の統計「東京の工業 工業統計調査」

※製造業に占める割合は東京労働局が算出したもの。

※「工業統計調査」は令和元年調査をもって中止となっている。

資料7(7)

東京都の常用労働者の賃金の推移

	調査産業計					製造業				
	きまって支給する給与		所定内給与			きまって支給する給与		所定内給与		
	月額 (円)	名目賃 金指数	月額 (円)	名目賃 金指数	所定内労 働時間 (時間)	時間額 (円)	月額 (円)	名目賃 金指数	所定内労 働時間 (時間)	時間額 (円)
H29年平均	327,748	100.2	305,943	99.9	131.7	2,323.0	398,011	102.3	146.0	2,550.0
H30年平均	327,195	100.0	305,852	99.9	130.2	2,349.1	393,950	101.2	145.6	2,527.2
R元年平均	328,799	100.5	306,124	100.0	126.7	2,416.1	392,977	101.0	141.7	2,605.3
R2年平均	327,112	100.0	306,261	100.0	124.2	2,465.9	389,086	100.0	140.0	2,637.0
R3年平均	331,358	101.3	309,193	101.0	126.4	2,446.1	391,807	100.7	140.0	2,642.6
R4年平均	336,842	103.0	313,426	102.3	126.7	2,473.8	384,714	98.9	139.5	2,591.0
R5年 1月	337,787	103.3	314,749	102.8	120.5	2,612.0	394,160	101.3	130.4	2,849.6
2月	335,606	102.6	312,667	102.1	123.5	2,531.7	392,586	100.9	140.5	2,628.0
3月	344,651	105.4	319,989	104.5	130.5	2,452.0	395,713	101.7	143.3	2,577.8
4月	349,753	106.9	324,486	105.9	132.1	2,456.4	396,451	101.9	147.5	2,502.9
5月	344,243	105.2	320,409	104.6	126.1	2,540.9	392,767	100.9	135.9	2,714.1
6月	345,211	105.5	321,350	104.9	135.1	2,378.6	398,585	102.4	149.6	2,498.6
7月	345,248	105.5	321,162	104.9	130.7	2,457.2	395,368	101.6	148.0	2,505.4
8月	344,027	105.2	320,658	104.7	126.2	2,540.9	393,486	101.1	134.5	2,750.5
9月	345,180	105.5	322,204	105.2	128.1	2,515.3	396,926	102.0	142.6	2,616.5
10月	343,376	105.0	320,014	104.5	129.2	2,476.9	400,728	103.0	144.4	2,600.7
11月	346,789	106.0	322,021	105.1	129.5	2,486.6	402,629	103.5	146.8	2,564.8
12月	346,453	105.9	322,252	105.2	127.2	2,533.4	401,631	103.2	141.8	2,663.3

※ 事業所規模5人以上

※ 指数は令和2年平均=100

※ 業種に関しては、業種大分類のみ公表している。

※ 常用労働者とは、期間を決めず、又は1か月以上の期間を決めて雇われている者で、1日の労働時間の長短は問わず、いわゆるパートタイム労働者等も含む。
なお、次に該当する者は、常用労働者に含まれる。

- ・重役、理事などの役員でも、部長、工場長などのように、常時勤務して、一般の労働者と同じ給与規則で毎月給与が支払われている者。
- ・事業主の家族でも、常時その事業所に勤務し、他の労働者と同じ給与規則で毎月支払われている者。

※ 時間額については、東京労働局で算出したもの。

※ 本表は東京都HPに公表されている最新の数字を元に作成している(令和5年6月29日公表)。

資料出典:

「東京都の賃金、労働時間及び雇用の動き」
(毎月労働統計調査)-令和4年(年報)

東京都の名目賃金指数及び実質賃金指数の推移（きまって支給する給与）

(事業所規模5人以上)

(令和2年平均=100)

年 月	調査産業計				製造業	
	名目賃金指数	前年同月比	実質賃金指数	前年同月比	名目賃金指数	実質賃金指数
平成 29 年平均	100.2	0.5	102.3	0.3	102.3	104.5
平成 30 年平均	100.0	△ 0.2	101.0	△ 1.4	101.2	102.2
令和 元 年平均	100.5	0.5	100.6	△ 0.4	101.0	101.1
令和 2 年平均	100.0	△ 0.5	100.0	△ 0.5	100.0	100.0
令和 3 年平均	101.3	1.3	101.6	1.6	100.7	101.0
令和 4 年平均	103.0	1.7	100.4	△ 1.2	98.9	96.4
令和 5 年 1 月	103.3	2.2	97.7	△ 3.1	101.3	95.8
2 月	102.6	1.7	97.7	△ 2.4	100.9	96.1
3 月	105.4	2.1	101.0	△ 1.0	101.7	97.4
4 月	106.9	2.1	101.7	△ 1.0	101.9	97.0
5 月	105.2	2.3	99.1	△ 1.5	100.9	95.0
6 月	105.5	2.6	99.3	△ 1.3	102.4	96.4
7 月	105.5	1.3	98.8	△ 2.6	101.6	95.1
8 月	105.2	2.3	98.4	△ 1.2	101.1	94.6
9 月	105.5	2.1	98.5	△ 1.3	102.0	95.2
10 月	105.0	1.2	96.9	△ 2.7	103.0	95.0
11 月	106.0	2.9	98.1	△ 0.4	103.5	95.8
12 月	105.9	2.7	98.1	△ 0.2	103.2	95.6

(事業所規模30人以上)

(令和2年平均=100)

年 月	調査産業計				製造業	
	名目賃金指数	前年同月比	実質賃金指数	前年同月比	名目賃金指数	実質賃金指数
平成 29 年平均	100.2	0.4	102.3	0.2	102.6	104.8
平成 30 年平均	100.8	0.5	101.8	△ 0.7	102.7	103.7
令和 元 年平均	100.9	0.1	101.0	△ 0.8	103.4	103.5
令和 2 年平均	100.0	△ 0.8	100.0	△ 0.8	100.0	100.0
令和 3 年平均	101.6	1.5	101.9	1.9	101.1	101.4
令和 4 年平均	104.4	2.8	101.8	△ 0.1	101.5	98.9
令和 5 年 1 月	105.5	3.0	99.8	△ 2.3	104.4	98.8
2 月	104.2	1.9	99.2	△ 2.3	102.1	97.2
3 月	107.3	2.3	102.8	△ 0.9	104.6	100.2
4 月	109.1	2.3	103.8	△ 0.8	104.6	99.5
5 月	106.9	2.6	100.7	△ 1.3	103.3	97.3
6 月	107.0	2.7	100.8	△ 1.2	104.9	98.8
7 月	107.6	2.0	100.7	△ 1.9	105.1	98.4
8 月	107.1	2.9	100.2	△ 0.7	104.6	97.8
9 月	107.8	3.2	100.7	△ 0.3	105.8	98.8
10 月	107.1	1.8	98.8	△ 2.2	106.2	98.0
11 月	108.5	3.9	100.5	0.7	107.0	99.1
12 月	108.4	3.8	100.5	1.0	106.8	99.0

資料出典：東京都HP「東京都の賃金、労働時間及び雇用の動き（毎月勤労統計調査）」

東京都の工業指数の推移

平成27年平均=100

東京都 業種分類別原指数 生産指数 (付加価値額ウエイト)

年	製造工業	繊維工業
		100.0
平成27年	100.0	100.0
平成28年	95.3	100.8
平成29年	93.6	93.1
平成30年	94.9	90.0
令和元年	92.9	90.1
令和2年	80.4	76.0
令和3年	85.7	84.2
令和4年	88.3	83.4

資料出典

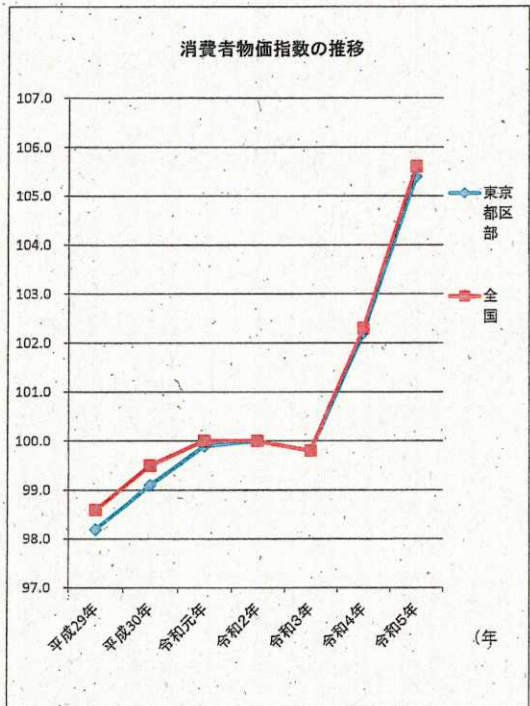
東京都工業指数年報

消費者物価指数の推移

※全国の世帯が購入する家計に係る財及びサービスの価格等を総合した物価の変動を時系列に測定するもの。本統計の指数は消費者物価指数で扱う全ての指数品目の値動きを反映した総合指数である。

令和2年平均 = 100

年	東京都区部	全国
平成29年	98.2	98.6
平成30年	99.1	99.5
令和元年	99.9	100.0
令和2年	100.0	100.0
令和3年	99.8	99.8
令和4年	102.2	102.3
令和5年	105.4	105.6
令和5年7月	105.5	105.7
令和5年8月	105.6	105.9
令和5年9月	105.8	106.2
令和5年10月	106.8	107.1
令和5年11月	106.5	106.9
令和5年12月	106.5	106.8
令和6年1月	106.6	106.9
令和6年2月	106.7	



資料出典：総務省HP 政府統計の総合窓口「e-Stat」〔2020年基準 消費者物価指数〕

国内企業物価指数の推移

※国内で生産した国内需要家向けの財（国内市場を経由して最終的に輸出するものを除く）を対象とし、原則、生産者段階における出荷時点の価格を調査したものである。

指数は2015年(平成27年) 平均 = 100
総平均

年月	全国
平成29年	98.7
平成30年	101.3
令和元年	101.5
令和2年	100.3
令和3年	105.1

※2020年基準指数への移行にともない、令和4年以降の数値はない。

指数は2020年(令和2年) 平均 = 100
総平均

年月	全国
令和2年	100.0
令和3年	104.6
令和4年	114.9
令和5年	119.7
令和5年7月	119.5
令和5年8月	119.8
令和5年9月	119.6
令和5年10月	119.5
令和5年11月	119.8
令和5年12月	120.1
令和6年1月(速報)	120.1

資料出典：日本銀行HP

